

令和7年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和7年3月7日 午前10時00分 開会  
午後 4時18分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	欠 員
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井 覚	14番	藤井本 浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿本剛也	企 画 部 長	高垣倫浩
総 務 部 長	林本裕明	財 務 部 長	米田匡勝
市民生活部長	西川勝也	都 市 整 備 部 長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保 健 福 祉 部 長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教 育 部 長	勝眞由美
上下水道部長	井邑陽一		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	板橋行則	書 記	岸田聖士
書 記	西邨さくら		

6. 会議録署名議員 4番 坂本剛司 5番 杉本訓規

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	7	吉村 始	一問一答	市の事業継続計画（BCP）について	市 長 担当部長
2	4	坂本 剛司	一問一答	市立小中学校の制服の補助について	市 長 担当部長
				議員が期待してしまう答弁について	市 長 担当部長
				延長保育について	市 長 担当部長
3	9	松林 謙司	一問一答	災害発生時における避難所の通信確保について	市 長 担当部長
				婚姻届けの記入例見直しについて	市 長 担当部長
				新総合防災情報システム（SOBO-WE B）について	市 長 担当部長
4	2	横井 晶行	一問一答	高田川のメンテを問う	担当部長
				山間部での越水／冠水対策を問う	担当部長
5	1 2	増田 順弘	一問一答	災害用物資・機材等の備蓄について	市 長 担当部長
6	1 1	川村 優子	一問一答	葛城市における発達障がい者支援施策について	市 長 担当部長
				葛城市の観光施策とPRの考え方	市 長 担当部長
7	1	西川 善浩	一問一答	電子決済アプリによる本市メニューの拡充について	担当部長
				地域デザインについての本市の取組みや考え方について	市 長 副市長 担当部長
8	5	杉本 訓規	一問一答	学童保育について	市 長 教育長 担当部長
				小中学校について	市 長 教育長 担当部長

9	3	柴田 三乃	一問一答	オーガニック給食の可能性について	担当部長
				地域猫（TNR）活動について	市長 担当部長
				ゲートキーパーの育成について	市長 担当部長
10	10	谷原 一安	一問一答	学校給食の無償化について	市長 教育長 担当部長
				子育てひろばの土日開設について	市長 教育長 担当部長
				道の駅かつらぎの委託販売手数料について	市長 担当部長
11	14	藤井本 浩	一問一答	点字ブロックの設置状況について	市長 副市長 担当部長
				JR大和新庄駅にトイレがない事について	市長 担当部長
				屋敷山公園周辺の駐車場について	市長 副市長 担当部長
				不登校施策の成果について	教育長 担当部長

開 会 午前10時00分

**奥本議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付しているとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る2月27日の通告期限までに通告されたのは11名であります。質問者はペーパーレス会議システム等で配付している通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は11名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、7番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、吉村始議員。

**吉村議員** 皆さん、おはようございます。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、3月議会一番初めの一般質問を行いたいと存じます。今回は、市の事業継続計画、いわゆるBCPについて質問をいたします。今回も議長のお許しを得まして、パネルを用いながら質問の意図を分かりやすくお伝えできるように努めてまいります。どうぞよろしく願いをいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行います。

**奥本議長** 吉村議員。

**吉村議員** では、市の事業継続計画、もしくは業務継続計画とも言いますが、いわゆるBCPについてお伺いをいたします。近年、自然災害の頻発化、また、大規模災害の発生が懸念される中、自治体の事業継続計画、BCPの重要性がますます高まっております。BCPとは、英語でビジネス・コンティニューイティー・プランというふうに言います。ビジネスというのは事業、あるいは業務という意味です。コンティニューイティー、私ら、中学校時代に恐らくコンティニューというのを習って、これは続けるという英単語だったと思いますけども、コンティニューイティーというのは、英語、継続、結構何か堅い表現らしいです。先ほど聞きましたら。それから、あと、プラン、計画です。これからの質問では略称のBCPを用いますが、私も、自治体のBCPは、災害時においても行政の重要業務を継続することによって、何よりも住民の生命と安全を守るために極めて重要というふうに考えるものであります。

さて、今年、2025年、令和7年は、1995年、平成7年1月17日に阪神・淡路大震災が発生してからちょうど30年になります。当時、私は葛城市内の実家に住んでおりました、勤め先は京都市内だったんです。勤務先は、です。長距離通勤だったんです。1月17日当時、

私は朝5時に起きまして、朝日放送テレビの「おはよう天気です」という番組をやってみましたので、見ていました。番組冒頭、いつも「おはようございます」という挨拶があるんですけども、その途中で地震が発生しまして、スタジオががーっと揺れて、スタジオの照明が消えたんです。恐らく、後でネットとかで見ますと、カメラがどうも倒れたらしいです、スタジオのカメラが。そして、天井を映す形になって、天井の照明がずっと消えていって、その後、ざっと砂嵐という形で、驚きました。その直後、私どもの実家のほうも、がたがたという、今まで経験したことのない揺れに襲われました。そして、その後、出勤しようと、とにかく尺土駅のほうに向かったんですけども、近鉄は止まってまして、戻ってきてテレビをつけてみたら、阪神高速道路が倒壊しているという非常にショッキングな映像を見て、本当に大変そういった強烈な記憶がございます。

先月、2月なんですけれども、兵庫県淡路市にあります北淡震災記念公園の野島断層を見に行く機会がありまして、そこで、館長さんのお話を聞くことができました。現在の淡路市は、平成の大合併で、当時、津名郡という郡の5つの町が合併してできたわけなんですけれども、そのうちの1つが野島断層のある北淡町であります。震災発生時、北淡町では39名の方が亡くなられたというふうに伺っております。家屋の9割が損壊したということでもあります。しかし、住民と消防団の団員の皆さんの連携によって迅速な救出が行われて、約300名の方が救出されたというふうに聞いております。当時、人口1万1,000人の町で、そのとき現役の消防団員が565人もいらっしやっただけで、元消防団員も大勢救助の協力をされて、その力も本当に大きかったというふうに伺っております。

震度7の揺れは、立つこともできず、家具が飛ぶほどの衝撃だったそうであります。記憶の風化を防ぎ、震災の教訓を後世に伝え、愛する人や故郷を守り続けることが重要であるんだというふうにお話を伺いました。私はそのように大変感銘を受けたんですけども、当時の人口が1万人程度の比較的小さな自治体で、また、住民同士、共同体がしっかり結びついていました。30年前の話であります。現在の葛城市と当時の北淡町とでは状況が相当違うんだらうなというふうに思っただけで帰った次第であります。自治体がBCPを作成する場合、または自治体のBCPを評価するにしても、自治体の状況に合った、また時代に合った視点が必要であると思った次第であります。

それでは質問に入ります。自治体におけるBCPの目的については、市民の生命や財産を守ることや、救急、避難所運営や保健衛生などの重要な行政サービスを継続することなどがあろうかと私考えるものでありますけれども、市としては、BCPの目的についてどのように考えておられますでしょうか。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** おはようございます。総務部の林本です。よろしく願いをいたします。

地震などによる大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧、復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方で、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えております。しかしながら、過去の災害では、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気、通信機器の使用ができないなどの理由により、災害時の

対応に支障を来した事例が多数見受けられました。道路、上下水道、情報通信など社会資本インフラが寸断し、被災直後から指定避難所の運営や要支援者への支援などのマンパワーが大幅に不足することが予想されます。また、災害時の応急業務と通常業務の配分や、通常業務の再開時期が不明瞭であったことにより部局間の業務量にアンバランスが生じるなど、業務の遂行に様々な混乱を来し、その結果、市民の生命、財産及び生活に大きな影響を与えました。

このような背景を踏まえ、災害時には人的、物的資源の制約があることを前提に、優先して遂行する通常業務と災害の応急業務をあらかじめ整理し、業務の機能停止、低下を最小限に抑え、さらには、それら業務を効率的に実施する上で必要な資源の準備や対応方針を定めた葛城市業務継続計画を策定することで、大規模災害時における市民生活への影響を最小限とすることを目的としております。

**奥本議長** 吉村議員。

**吉村議員** 葛城市業務継続計画を策定することによって、大規模災害、緊急時における市民生活への影響を最小限にしようということを目的としているというふうなご答弁でありました。では、葛城市におけるBCPの基本方針についてお伺いをいたします。葛城市のBCPはどのような基本方針の下に策定されているのでしょうか。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 市は大規模災害時においても、市民の生命、財産、経済活動などを守ることが重要な任務であり、その任務を継続するため、次の3点の方針に基づいて業務継続を図ります。まず1点目として、市民の生命、身体、財産を守るための業務を最優先で実施をいたします。大規模災害が発生した場合は、通常の業務を一時的に中断し、情報収集、救助、医療救護、避難者の保護など、人命を最優先した災害応急対策業務に職員を配置し、全力を尽くします。また、優先的に継続しなければならない業務以外の通常業務については、積極的に休止をします。

次に、2点目としまして、業務継続に必要な資源の確保及び職員の災害対応能力の向上を図ります。まず、非常時優先業務の業務継続を図るため、職員や庁舎、電力、情報通信設備などの業務資源の現状把握や対策目標の設定を行います。また、全庁横断的に資源確保に努め、職員が被災後も業務に従事できるための体制を整えます。そして、発災後にやるべき業務、休止すべき業務の共通認識を持ち、優先度の高い業務から着手をいたします。たとえ通信が途絶え、具体的に指示、命令を受けられない状況となっても、職員は各自、今、自分は何をすべきかを考え、適時、的確に行動をとることができるようにいたします。

最後に3点目としまして、計画の点検、見直しを継続的に行います。業務継続計画を実効性のあるものとするため、防災訓練などによる課題の抽出や、防災対策の進捗状況などを随時検証し、不断の見直しを行います。全庁横断的に計画の見直し作業を繰り返し行っていくことが、災害発生時における具体的な対応や行動について職員が考える機会となり、計画の周知と防災能力、意識の向上につながります。

以上です。

**奥本議長** 吉村議員。

**吉村議員** 今、3つの方針を示していただきました。まず1つが、市民の生命、身体、財産を守るための業務を最優先で実施するというふうなこと。それからもう一つは、業務継続に必要な資源を確保するんだということと、それからあと、職員の皆さんの災害対応能力の向上を図るということ、それからあと3つ目ですが、計画の点検、見直しを不断に行うと、絶え間なく行いますよと、継続的に行いますよということでありました。今のご答弁を聞いておりました、大事だなというふうに思いましたことは、今、自分は何をすべきかということ職員が考え、それを考えることによって、適時、的確に行動ができるようにしているということでありました。

それでは、葛城市のBCPの策定期間について伺いたいと思うんですが、まず1つは、いつ策定されたんでしょうか。また、最新の改定作業についてはいつ行われたのか。このことについて伺います。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 葛城市の業務継続計画は、平成29年3月に策定をし、現在、改定作業を行っております。

**奥本議長** 吉村議員。

**吉村議員** 現在、改定作業中というふうなことでありますけれども、今回の改定の目的、例えばこういったところを強化したいとかなどということについてはありますでしょうか。どうでしょうか。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 業務継続計画は、他の災害関連計画の礎であると同時に、この計画の実効性を高めることは、有事、平時に関係なく、市の危機管理の強化につながるものと認識をしております。計画に基づく訓練の実施とその振り返りを行うことで、訓練の主体である職員自らが、そこで得られた気づきや課題を整理し、さらに、次の訓練や計画に反映することが重要であると考えております。今回の見直しを機会に、より実践に即した訓練を全庁的かつ継続的に実施し、これらの訓練に基づき、業務継続計画に対する職員の意識向上につなげていきたいと考えております。

**奥本議長** 吉村議員。

**吉村議員** 分かりました。では、続きまして、重要業務の優先順位と継続体制について伺いをしたいと思います。災害時におきまして、どの行政サービスを最優先で継続するのか。また、優先業務のスキームについてはどのように定められていますでしょうか。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 非常時優先業務の考え方は、災害応急対策業務及び早期実施の必要な応急業務並びに停止することにより市民生活や社会活動への影響が大きい優先的通常業務を併せて非常時優先業務としております。応急業務は、災害対策本部の設置・運営、避難所運営、救援物資搬送、罹災証明発行など、災害時においてのみ発生する業務です。優先的通常業務は、ごみの処理、戸籍届の審査・受理、食中毒・感染症対策、防疫等の市民の健康管理など、通常業務

のうち災害時も継続または早期再開すべき業務となります。優先的通常業務の選定は、葛城市事務分掌規則などに記載の事務分掌のうち、発災後1か月以内に必要となるもので、市民の命をつなぐ災害対応業務を最優先に、ライフライン維持のための業務は継続しつつ、災害対応業務へのマンパワー確保のために、通常業務については、可能な限り停止または縮小としております。この考えに基づきまして、発災後から3時間以内、24時間以内、72時間以内、1週間以内、2週間以内、1か月以内と時系列に区分をし、各課において事務分掌を応急業務、通常業務に分けて整理をしております。

**奥本議長** 吉村議員。

**吉村議員** 応急業務と優先的通常業務というのを定めているということでありまして。応急業務というのは、災害時に対応するというで発生する業務ということと、それから優先的にやらなければいけない通常の業務につきましては、特に、やはり市民の健康、生命を守るということから、衛生面、こういったことを継続するために、ごみの処理とか、そういったこと、食中毒、感染症対策とか、そういったもの、防疫のことに力を入れると。それに集中をするということ、承知いたしました。

さて、災害というか、大地震等が起こりますと、想定を超えるというような事態も発生するかと思うんですが、通常、災害対策本部というものを置かれるのは、この市役所は市長室もごございますので、市役所の新庄庁舎に置かれるというふうに思うわけなんですけど、万一、この新庄庁舎が被災した場合のバックアップ拠点については、どのように考えておられますでしょうか。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 仮に災害対策本部となります新庄庁舎が被災した場合の代替施設でございますが、まず、第1候補として新庄健康福祉センター、第2候補として、こちらは大規模改修中は使用できませんが、當麻文化会館、そして第3候補として歴史博物館となっております。被災状況などを考慮しながら選定することになります。

**奥本議長** 吉村議員。

**吉村議員** 万一の場合は、新庄健康福祉センターが第1候補に上がっていますよと。それからあと當麻文化会館、それからあと歴史博物館が第3候補に挙がっているというふうなことを承知いたしました。先ほど、この質問の冒頭で私、北淡震災記念公園に伺って館長さんのお話を聞いたという話をいたしましたけれども、先月、同じく2月なんですけど、今度は和歌山県広川町にあります、稲むらの火の館という施設がありまして、その中には、濱口梧陵記念館というのと、津波防災教育センターという、2つ建物が敷地内になっておりまして、これらを訪問いたしまして、同じく館長さんのお話を聞くことができました。

濱口梧陵さん、紹介しておきますと、広川町出身の、ご存じの方も多いかと思うんですが、大変な偉人であります。江戸時代末期の1854年、安政元年に大地震が発生しまして、広川町を津波が襲いました。その際、稲むらに火をつけて、村人を高台へ避難させまして、その後、復興活動に尽力をした人物であります。さらにすごいなと思いますのは、私財を投じまして、防波堤、堤を、実際に高さは5メートルぐらいあるんですが、それを築きました。

築くためには、これ、当時、人力で築かなきゃいけませんので、現代でいう公共工事を個人で行いまして、津波被害で疲弊しています、皆さん、もう食べるものがない、仕事がないというような状況で、そういった津波被害の軽減に貢献をしたということでもあります。この方、江戸の幕末、大活躍をされたわけなんです、明治に入りますと、今度、和歌山県の和歌山県議会の初代議長も務められたということで、議会人でもあったということで、その他も、活躍を言えば次から次へ出てくるというぐらい相当な方です。

先ほど申し上げましたけれども、津波が村を襲った時刻といいますのは日暮れときでありまして、だーっと暗くなっていくわけです。そうすると、第1波の津波が来て、第2波がすぐ大きかったんですが、第1波で村に取り残された人たちが、どっちが高台か海か分からないような状態でありました。まだ村に残された人々を救うために、梧陵さんは、とっさの知恵で、刈り取った稲を積み上げた稲むら、これに火をつけて、若者たちと一緒にだーっと火をつけて行って、道を照らして何人もの村人を救ったということでもあります。

この稲むらの火というのは、史実とは若干違うんですが、これ、戦前の国定教科書、小学国語読本第10巻ですか、尋常科用とありますが、ここの中にも稲むらの火というふうに載ってまして、これは史実とは若干違うようでもありますけれども、掲載をされておまして、これも大変感銘を受けるものであります。しかし、ここで気をつけなきゃいけないのは、濱口梧陵の大活躍というのは、これは属人的なものであります。自治体は人事異動等もしまして、担当の方もどんどん代わったりとかしますけれども、そういった意味でも、私、BCPというのは大事なんじゃないかなというふうに考えるものであります。

というわけで、続きまして、職員の配置と訓練についてお伺いをいたします。BCP発動時に職員の皆さんはどのような役割で動かれるのでしょうか。また、定期的な防災訓練やBCP訓練などというのはどのように実施されているのでしょうか。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 大規模な災害が発生した場合には、市職員が全力を挙げて災害対策に当たることが必要となります。特に災害対策本部の設置や被害状況の収集、把握など、職員による迅速な初動体制の確立が効果的に応急対策を実施する上で重要な鍵となります。全職員一人一人が防災職員であるとの認識の下、災害時職員初動マニュアルを策定し、職員の役割分担を明記しております。仮に発災が勤務時間内であれば、多くの職員が発災後も継続して勤務可能であり、おおむね通常時の職員数を確保できることを想定しておりますが、休日、夜間などの勤務時間外の発災であれば、職員自身や家族の被災、交通の麻痺により参集が困難となり、責任者の不在や業務対応の人員不足が想定されます。

また、訓練につきましては、全職員を対象にした訓練は直近では行えておりませんが、今年度は、発災から災害対策本部立ち上げ訓練を実施いたしました。訓練内容でございますが、執務時間中という設定で南海トラフ巨大地震発生による被害をシミュレーションし、消防署も交え、災害対策本部員が共有することで、初動体制の構築における検証までを行っております。しかしながら、本市の場合、職員のほとんどが大規模災害を経験したことがないため、今後の訓練については、被災地へ派遣した職員からの報告や、被災自治体の教訓などを踏ま

えた状況を反映する作業を重ねていく必要があると考えております。

**奥本議長** 吉村議員。

**吉村議員** 今年度、令和6年度ですか、発災のときから災害対策本部を立ち上げる訓練を実施されたということでもあります。また、今し方、ご答弁の中でありましたように、職員の皆さんが勤務時間中であれば庁舎にいらっしゃるので、皆さんいらっしゃるんですけども、休日等であらっしゃらないときは、参集、参る、集まると書いて参集をしなければいけないということで、職員の参集計画、これについてはどのように定めていらっしゃるでしょうか。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 想定しております職員の時間ごとの参集率につきましては、発災直後は公共交通機関及び自動車は使用できなくなると想定し、徒歩または自転車での参集という条件の下、移動速度は時間当たり、徒歩で時速3キロメートル、自転車で時速8キロメートルという計算をしております。その結果、1時間以内に参集できる職員が22.1%、以降、1時間を超え3時間以内が51.9%、3時間を超え6時間以内が20.8%、6時間超えが5.2%という結果となっております。しかし、職員の被災状況などを加味した場合、実際に参集が可能な職員の割合につきましては、24時間以内が67.2%、1週間以内で96.2%程度として計画をしております。

**奥本議長** 吉村議員。

**吉村議員** いろいろ算出されて、結局、恐らく、計画としては、24時間以内、1日以内に職員の皆さんが参集できる割合というのは7割を切るんじゃないかなというふうに計画をされている。1週間以内としても、100%は難しいんじゃないかというふうに計画されているということを知りました。今のご答弁の数字なんですけれども、算出方法というか、どのように算出したのでしょうか。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 先ほども申し上げましたとおり、今年度は業務継続計画の見直しを行うために、全職員に対して、大規模地震発生時に、一人一人の状況を踏まえて、庁舎までの参集時間などアンケートを実施いたしました。このことで職員同士が業務継続計画について話し合うきっかけにもなったという声も聞こえております。

**奥本議長** 吉村議員。

**吉村議員** 仮に職員さんの家が新庄庁舎から近い方がいらっしゃっても、橋が崩壊などすると道路が寸断されるというふうなこともあり得ます。実際、大災害が起これば、想定を超えてくるというふうなことも考えられます。計画や数字は根拠を持って今回も算出してくださっているわけなんですけれども、その上で想定より苛酷な状況が起こったとしても、職員の皆さんは各自、今、自分は何をすべきかということを考え、適時、的確に行動することができるようにすることが私も大事だと思っております。先ほどご答弁くださったとおりだというふうに私も考えるものであります。

では、今度は、住民支援と避難所運営についてお伺いいたします。地震になりますと避難所もつくらなきゃいけませんし、それからその前に、やっぱり住民の方は防災意識を高めていただかなければいけません。そしてまた、住民の方はいろんな方がいらっしゃいます。高

齢者の方もいらっしゃるし、あるいは障がい等、車椅子で移動を余儀なくされる方もたくさんいらっしゃるかというふうに思います。こういったことにも対応しなければいけません。では、BCPが、避難所の運営マニュアルとの整合性、これについて確保されているのか。それからまた、避難所運営における市職員、自治会、ボランティアの役割分担がそれぞれあるかと思うんですが、これらは明確になっているのか、確認をしておきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 業務継続計画において、人命を最優先とした災害応急対策業務として、避難者の保護を挙げております。一方で、避難所運営マニュアルに市からの派遣職員の配置を規定している点において整合性を確保しております。さらに、避難所運営における市職員、自治会、ボランティアの役割分担についても、避難所運営マニュアルに明記しております。

**奥本議長** 吉村議員。

**吉村議員** 今し方の質問に対しましては、これは大丈夫ということで、承知をいたしました。

続きまして、事業者とか、それから、ほかの自治体等の連携についてお伺いをしたいと思います。災害時におきまして、近隣自治体や民間事業者との連携はどのように進められているのでしょうか。それからあと、企業や団体と災害協定を結んでいらっしゃるのか。あるいはその内容について、これらにつきましては、既に過去に総務建設常任委員会でも報告願ったことでありますけれども、改めて簡潔にお答え願いたいと思います。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 災害時応援協定を公的機関や民間企業などと締結をしております。まず、公的機関の締結先は、近畿地方整備局、奈良県市町村会、奈良県広域消防組合となっております。内容につきましては、職員の相互派遣や資機材の提供及びあっせんなどとなっております。また、民間企業とは、物資協力関係で9件、緊急対応関係で18件の協定を締結しております。内容につきましては、飲料水や生活雑貨の提供、段ボールベッドや段ボールトイレなどの物資の提供、福祉避難所の設置、外部給電可能な車両の提供などとなっております。

**奥本議長** 吉村議員。

**吉村議員** 続いて、市民への周知と協力体制についてお伺いいたします。災害時に市民がとるべき行動について、どのような啓発活動、これは行っておられるのでしょうか。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 災害から身を守る知識と備えといたしまして、災害情報の種類、事前の備え、災害発生時の心得などを地域防災マップに掲載し全戸に配布をしております。こちらの地域防災マップにつきましては、令和7年度に改定作業を行い、最新の情報にアップデートする予定でございます。また、地域防災マップを市のホームページのトップにある「もしものときに」のコーナーからダウンロードしていただけるようになっておりますので、引き続き広く市民の方にご活用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**奥本議長** 吉村議員。

**吉村議員** 市民防災マップがありますと、市民の方々が事前にこうやって避難しようとか、そういつ

た話し合いもできるというふうなことであります。そういった啓発を行っておられることを承知いたしました。

では最後に、BCPの実効性を高めるために、市としては、今後どのような進め方が必要というふうに考えておられるのでしょうか。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 業務継続計画を策定すれば、それで災害時の業務継続体制が整うというものではございません。一旦作成いたしました計画を基に、非常時優先業務のより詳細な検討や資源確保のための事前対策の実施、定期的な計画の改定を繰り返し行っていく。そのプロセスが業務継続体制の向上につながるものと考えております。業務継続計画の実効性は、業務を実施する職員の理解度や訓練、研修などを通じた経験値によるところが大きいいため、事前準備や研修、訓練などを定期的実施する積み重ねが重要であると考えております。大規模な災害時の対応は、ほとんどの職員が経験したことがなく、不明な部分が多いことから、1つ1つの作業や検討内容を完璧にすることは困難であり、逆に完璧を目指すことが継続させていくことの阻害要因になることも考えられます。各作業はその時点で分かる範囲で行い、できなかったことは無理をせず、次回以降に改善することとし、継続させることを意識しながら進めていくことが必要であると考えております。

**奥本議長** 吉村議員。

**吉村議員** ありがとうございます。業務継続計画を策定すれば災害時の業務継続体制が整うというものではないということについては、本当におっしゃるとおりだと思います。完璧を目指すんじゃなくて、常に、様々な状況が変わってきたりとか、そういうものを加味しながら、不断に継続して改善していくということ、それから防災意識とか、そういったものを持っていくというふうなことが大事だというふうに思います。

BCPにつきましては、例えばデジタル技術の活用、例えば職員の安否確認のアプリ等もあるそうなんですけれども、あるいは住民、企業との連携を強化とか、そういうふうなことによって実効性のあるものに構築していくことが求められるというふうな話も聞いたことがあります。しかし、今し方、紹介しましたデジタル技術の活用といいましても、例えば、これ、スマホアプリを利用して通信をしましようというふうなことにしても、通信網が損壊したら使い物にならないわけでありまして。また、住民、企業との連携強化については、これまでのご答弁で1つ1つ進められているということは理解をいたしました。大災害につきましても、人間の想定を上回ることもあり得ますので、事前に予想計画を立てていても、そのとおりにいかないこともあろうかと思っております。中には、BCPの有効性、立ててもこれを上回ってくるかということ、疑問視する声もあるというふうに聞いております。しかし、私は、BCPは極めて重要と考えておりまして、引き続き改定作業等を通じて改善をお願いをしたいと存じます。

最後に一言、このパネル、私、今使わせてもらっておりますが、このパネルのイラストは、イラストレーターのいぢちひろゆきさんという方の作品を使わせてもらいました。いぢちさんは、分かりにくいことを分かりやすく説明する漫画などを得意にされている作家さんなん

ですけれども、社会貢献として防災無料イラストというのをインターネットにアップしておられます。このパネルのイラストも無料で使わせてもらいまして、お礼を申し上げておきたいと思います。

以上で一般質問を終了いたします。このたびもご答弁いただきましてありがとうございます。

**奥本議長** 吉村始議員の発言を終結いたします。

次に、4番、坂本剛司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、坂本剛司議員。

**坂本議員** 皆様、おはようございます。坂本剛司でございます。議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は3点ございまして、1点目は、市立小・中学校の制服の補助について。2点目は、議員が期待してしまう答弁について。3点目は、延長保育についてであります。

これよりは質問席にて行わせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** それでは、よろしくお願いをいたします。

1つ目の、小・中学校の制服の補助についてであります。まず、令和6年1月から令和7年2月までの葛城市の人口増減はどうなっていますでしょうか。

**奥本議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** おはようございます。市民生活部の西川でございます。よろしくお願いをいたします。

令和6年1月から令和7年2月までの人口増減についてお答えをさせていただきます。令和6年1月現在、3万7,905人、令和7年2月現在、3万7,792人で、113人の減となっております。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** それでは、令和6年1月から令和7年1月までの葛城市の人口で、転入から転出を引いた社会増減はどのようになっていますでしょうか。

**奥本議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 社会増減につきましては、各項目ごとの集計が必要となるため、現時点で令和7年2月の数値がお示しできないため、令和6年1月から令和7年1月までの数値をお答えさせていただきます。転入1,207人、転出1,091人で、116人の増となっております。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。それでは、令和2年度から令和5年度まで、1年ごとの人口、社会増減はどうなっていますか。

**奥本議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 令和2年度から令和5年度まで1年ごとの人口、社会増減について人口からお答えをさせていただきます。令和2年度、3万7,594人、前年度比158人の増。令和3年度、3万7,727人、前年度比133人の増。令和4年度、3万7,781人、前年度比54人の増。令和5年

度、3万7,848人、前年度比67人の増となっております。

次に、社会増減についてお答えをさせていただきます。令和2年度、転入1,341人、転出1,003人、338人の増。令和3年度、転入1,149人、転出1,038人、111人の増。令和4年度、転入1,299人、転出979人、320人の増。令和5年度、転入1,195人、転出1,016人、179人の増となっております。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。今、答弁をしていただきましたけれども、私は、葛城市の人口は微増だと思っていましたが、ここ最近は微減になっております。転入から転出を引いた社会増も、令和2年、令和4年は300人を超えておりましたが、ここ一、二年は100人余りの増と、以前から比べると伸びは落ちてきております。令和3年は、コロナの影響もあったのか、100人余りの社会増となっております。つまり、ここ一、二年は、他市町村から葛城市に移住してこられる方が、令和2年、令和4年とかに比べると減ってきております。私の地元も、住宅地は開発されて売りに出されておりますが、家が以前のように建ってきません。今まで葛城市は子育てしやすいまちだとの認識で、子育て世代が家を建てて移り住んでこられた。葛城市全体の行政サービスの水準が高いとの前提でおいでいただいていると、市長は言われております。確かに、水道料金が安い、ごみが無料だというのは葛城市の大きな魅力であります。しかし、葛城市の子育て世代に特化した施策、医療費の18歳までの無料、第2子以降の保育料完全無料化、ありますけれど、今や、一部の他市町村が追随してやっております。

奈良市は中学校の給食費を無料にされます。橿原市も2学期、3学期の給食費を無料にされます。御所市、宇陀市も給食費無料の予算計上をされております。東京都は既に給食費は無料です。ネットで調べますと、全国では、小・中学校の給食費を無料にしている自治体は547とありました。今はもっと増えているかもしれません。国も2026年度から、まず小学校から地方の実情などを踏まえ実施すると、石破総理は言われております。葛城市もコロナ禍では給食費無償をやったと。今は保護者負担はあるが、30から40%は市が補助していると、市長は言われております。葛城市は全体の行政サービスが高いとのことですが、子育て世代にとっては、子育てに関する施策に敏感に反応されるのではないかと思うところあります。

さて、制服の話に移りますが、令和7年度から、伝統ある白鳳中学校の制服が変更になりますが、これはなぜ変更されますでしょうか。

**奥本議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** おはようございます。教育部の勝眞でございます。よろしくお願いたします。

制服につきましては、各学校において決められており、白鳳中学校についても、学校で検討され、令和7年度の新1年生から変更される予定となっております。白鳳中学校の制服は現在、女子はセーラー服、男子は詰め襟の制服となっておりますが、小学校からLGBTQ対応について相談があり、近年は、制服においてジェンダーレスの考え方が急速に広がっていることから、白鳳中学校では、令和4年度に職員会議での検討、また、学校運営協議会でご

意見をいただき、現在の制服を見直す方向で進めることが決定されました。令和5年度に学校内で制服検討委員会を立ち上げ、PTAの方も加わっていただいて、複数社によるプレゼンテーションがあり、業者が決定されています。令和6年度には、生徒による新制服のブレザーボタンのデザイン投票などを実施し、新制服の仕様が決定いたしました。また、保護者を対象に、新制服の展示や入学説明会での説明などを実施した上で、令和7年度から新入生の新制服着用を開始する運びとなっております。新制服については、性の多様性に対応し、男女ともジャケットで、女子についてはスカートとスラックスが選択できる制服となっております。

以上です。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** 分かりました。ありがとうございます。昨年9月議会一般質問で杉本議員が、香芝市の小・中学校の制服無償化について質問されております。事実、令和7年度から、香芝市立小・中学校新入生の制服無償化事業として、子どもたちの小・中学校等への入学という輝かしい門出を祝福するとともに、子育て世代の家計軽減に向けて力強く支援するという観点から、香芝市立小・中学校に入学する児童・生徒の制服の購入費を補助するとあります。昨年9月議会の杉本議員の質問で勝眞部長は、令和7年度で葛城市の新入学の児童・生徒は、小学校で360人、中学校で460人と答弁されています。そして1人当たりに必要な制服購入額は、小学校で約1万8,000円、中学校で約3万6,000円と答弁されています。今もその人数、金額の認識でよろしいでしょうか。

**奥本議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 児童・生徒の人数について変更はございませんが、制服の購入額については、物価高騰の影響もあり、一番高い小学校では約2万円となっております。中学校は約3万6,000円が変わりはございません。

以上です。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。そこで私は、葛城市の学校教育課に葛城市立小・中学校の標準の制服金額、つまり、上着、シャツ、ズボン、スカートになるんでしょうか、と一式、聞かせてもらいました。白鳳中学でいいますと、学校教育課が出してきた金額は、男子3万5,000円、女子も3万5,000円。これは新制服の価格となります。旧制服となりますと、男子は2万6,950円、女子は3万3,200円で、どちらも新制服のほうが高くなります。しかも、それだけではなく、セーターを別購入すると7,000円、ベストを購入すると6,500円です。冬の雪が降っているとき、セーターは要ると思います。これってちょっと高いと思います。セーター7,000円、ベスト6,500円、ちょっと高いと私は思いますね。生活に困窮されているご家庭は困っておられると私は考えるところであります。ちなみに、新庄中学は男子3万6,600円、女子3万6,400円と報告を受けております。

そこで香芝市の市立小・中学校の新入生の制服無償化事業であります、私、香芝市役所の学校教育課に行ってお話を聞いてまいりました。いつからするのか。令和7年度からやり

ます。何人が対象ですか。小学校は675人、中学校は740人、計約1,400人ですと。予算は4,337万5,000円、昨年9月議会の補正予算で支出承認が出ていますと、そういうことでした。香芝市立の小学校1年生には2万円、中学1年生には4万円支給されます。その金額を超えた場合、超えた金額分は自己負担、転校生も1学年転校は適用するとのこと。この制度利用率は当然100%と考えておりますと、香芝市には小学校1校だけ、制服なしで私服登校されている小学校があります。この学校の新入生には1万6,000円を、一定額を支給すると。これもまた至れり尽くせりと思えます。この財源は、私が調べたところによりますと、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が3,000万充てられまして、残りは一般財源とのこと。葛城市も国の交付金で市民1人当たり2,500円のクーポン支給でやられますけれども、それで制服分も賄ったらいいやんと言われるかもしれませんが、私は、それはまた別やと思うところであります。

葛城市であります。子育て世代の転入が減っているのか、横ばいなのか、葛城市として何かできることはないのか。市長は杉本議員の質問の答弁で、制服無償化に関しては国がやってくれたら非常にありがたい。葛城市でやりますというのはあまり好ましくない思っている。できれば国のほうに要望していく必要があると感じていると言われております。私は、財源も必要やし、香芝市のように小・中学校の制服無償化をやってほしいと言っているのではなくて、葛城市でも、制服購入金額の高い中学校2校だけでも、財政の許す限り、少しでも補助できないか、お話をしております。今、香芝市の制服無償化事業は世間でも話題になっております。正直、このたびの白鳳中学校の新制服は高いとの市民の声があります。今お話ししたことにつきまして、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

**奥本議長** 阿古市長。

**阿古市長** 白鳳中学校の制服が変更された経緯につきましては、先ほど部長が答弁したとおりでございます。学校のほうで令和4年度から検討に入り、学校運営協議会やPTAの方たちと制服検討委員会を立ち上げ、十分検討された結果と聞いております。また、小・中学校においては、就学援助の対象となられるご家庭については、制服の購入などに充てていただくための入学前支給という形で支援をしております。

私が答弁させていただく内容といたしましては、市民の皆様や子育て世代に対してどのような施策を立ててサービスを提供していくのかということになるかと思っております。今回、葛城市では、国から交付される物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金につきましては、全市民の方を対象とした支援となるように検討させていただきました。制服の無償化や助成、学校給食費についても同じですが、本来、義務教育というのは公正でなければならないと考えております。どこの地域であっても、全国同じ水準のものを与える必要があると感じております。以前にも答弁しているかも知れませんが、義務教育の部分は国の施策の中で公平に対応していただくことが基本と考えております。葛城市が更に住みよいまちであり続けるために、市民の皆様や子育て世代の皆様に対してどのようなサービスがより効果的であるか、継続して考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

奥本議長 坂本議員。

坂本議員 分かりました。今や、各自治体は、奈良県内でもそうなんですけれども、各自治体は子育て支援に躍起となっておりますように思います。どんどん支援施策を打ち出されております。葛城市がこれからも子育て世代から住んでみたい、住み続けたいと思ってもらえるように私も思いながら、次の質問に移らせていただきます。

それでは2つ目の、議員が期待してしまう答弁について質問をします。議員が期待してしまう答弁についてであります。もうちょっと細かく言うと、議員が期待してしまう理事者側の一般質問に対する答弁についてということをお聞きしたいと思います。議員として一般質問をすることは、どういう意味を持って質問をさせていただいているかを理事者サイドの皆さんは理解されているのでしょうかということ、議員4年目にして私は気づきました。その気づきは何かといいますと、議会開会中に議員が一般質問をします。それに対して理事者側が答弁されます。その答弁に対し納得できなければ再質問をするという繰り返しで、最後には理事者側から、前向きにとか、研究してまいりますとか、調査してまいりますという答弁をされ、私は、制限時間内に質問を納めるため、今後、何々されますように要望しますと言って質問を終えてきました。

私だけが思っていることかもしれませんが、その要望とは、市が何々してまいりますと言われた答弁に対する市への期待感と、市は迅速に行動してくれるだろうという期待感のことでありまして、議会が終われば、その質問に対する経過報告や進捗状況報告が当然あるものと待っていましたが、ほとんどないことから、今回質問に至った経緯でございます。質問した私も議員経験が浅いことから、突っ込んだ質問や一歩踏み込んだ質問をする知識や能力を持っていないことにも理由があるかもしれませんが、議員が質問することは、市政運営に対するヒントや改善の手助けとなることを質問という形で提案しているものであると私は思っています。

そこで令和6年6月の定例会にて、会計年度任用職員の特別休暇の取扱いについてを一般質問させてもらいました。そこから9か月が経過しました。その間、市は何をされていたのでしょうか。市からの報告も連絡もなく、ただ、市から議会に対して、研究中ですとか、まだ時間がかかりますのでというような、組織人として基本である報告、連絡、相談も議会に対してほとんどないことから、議会軽視されているとは言いませんが、私だけが軽視されているのではと考へ、再度質問させていただいたところであります。

6月に行った質問の要点は、会計年度任用職員さんが勤務する市町村は違うけれども、葛城市で勤務する会計年度任用職員さんのインフルエンザ等の感染症に対する休暇制度、有給の病気休暇、特に感染するリスクが高い職場と思われる幼稚園、保育所、認定こども園、学童ホームに勤務する会計年度任用職員さんだけでも、感染拡大を防ぐため、奈良県下12市のうち7市が有給の病気休暇や有給の特別休暇を設け、感染拡大防止を施策として改善されていることから、本市も各市並みに改善してはという質問をさせていただきました。

理事者側からの答弁は、葛城市は葛城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第2項に無給と定められております。本市の会計年度任用職員の休暇制度につき

ましては、人事院規則、非常勤職員の勤務時間及び休暇に準拠しており、国家公務員の休暇制度は、情勢適応の原則から、民間企業の有期雇用従業員の実態に準拠している。そして本市を含む県内12市の取扱いにつきましては、本市同様、無給休暇が5市、有給休暇としている市が3市、インフルエンザ等のみ有給休暇としている市が3市、保育現場のみインフルエンザ等を有給休暇扱いしている市が1市となっております。会計年度任用職員の病気休暇の有給扱いにつきましては、今後の社会情勢を鑑みながら、会計年度任用職員の処遇改善に向けて研究してまいりたいと考えておりますと答弁をされました。

ここでもう少し言わせていただきますと、葛城市の保育所や幼稚園等に勤務する会計年度任用職員さんの現状は、会計年度任用職員さんが自由に使える個人の権利である有給休暇を、感染拡大を防ぐため、つまり、市のために消化させられているということを申し上げております。葛城市では保育士等の確保が難しい、保育士が不足していると言いながら、人事担当部が人員確保に困っている保育所や幼稚園の手助けとなるように、なぜ手を差し伸べてやらないのでしょうか。逆に蹴り飛ばしているようにしか思えません。そしてなぜ、かたくなに、規則で無給となっている、人事院規則でこうなっているからという理由を前面に出して答弁される姿勢が残念でたまりません。

人事院規則、勤務時間及び休暇に準拠しており、国家公務員の休暇制度は、情勢適応の原則から、民間企業の有給雇用従業員の実態に準拠しているという答弁は、法的には100点の答弁だと思いますが、人間は生きております。温かい心もあります。もっと寄り添うような答弁があってもよかったですのではと個人的に思いますので、ここからは心を冷たくして質問をさせていただきます。

私もいろいろな法令を調べましたが、素人ですので解釈が合っているか分かりませんが、言わせていただきます。1、学校保健安全法第19条は、感染症にかかった者の出席を禁止。2、労働安全衛生規則第61条は、インフルエンザ等の感染症は、労働者を就業させない。3、労働安全衛生法第68条は、病者の就業禁止、インフルエンザは第2種に分類される病症であり、最大7日の出勤停止。4、労働契約法第5条は、労働者の安全への配慮として、使用者、は労働者をいかなるときでも働かすことはできず、病気やけがなどで労働が難しい場合には、安全への配慮を行わなければならないとなっています。ここではあくまで仕事をさせてはいけないことが定められていまして、有給か無給かは事業所が個々に定めると解釈できます。しかし、労働基準法第26条には、労働者を使用者の責に帰すべき事案により休業させる場合は、使用者は平均賃金の6割以上を休業手当として支払う義務を負うと定められています。これは要するに、従業員を会社の責任で休ます場合に休業手当の支払い義務が発生するということであり、休業手当は労働基準法第1条で定める賃金に該当することから、普段の給料と同じように給料日に支払わなければならないとなっております。

私は人間です。温かい心がございます。しかしながら、葛城市で働く会計年度任用職員さんのことを思うと、心を冷たくして鬼になって言わせていただきます。葛城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則を改正すればいいんじゃないでしょうか。県を含め多くの市町村には参考となる前例があるじゃないですか。規則改正だから議会の議決も要ら

ないから、すぐにでも簡単にできるんじゃないですか。それとも面倒くさいことはしないということでしょうか。私が質問してから9か月がたっております。そこで令和6年6月議会の私の一般質問で、葛城市の会計年度任用職員が勤務先でインフルエンザや新型コロナウイルス等に感染した場合の休暇について、正規職員は有給休暇扱い、会計年度任用職員は無給扱いである。有給扱いにするべきという私の質問に対して、部長答弁は、会計年度任用職員の病気休暇の有給扱いにつきましては、今後の社会情勢を鑑みながら、会計年度任用職員の処遇改善に向けて研究してまいりたいと考えておりますという答弁でありました。そこで今回の質問としまして、答弁の中にあつた、社会情勢を鑑みという点はどのようなことを指すのでしょうか。また、研究してまいりますという答弁であつたかと思いますが、この研究とはどのような意味か、お答え願います。

**奥本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

まず1つ目の、社会情勢を鑑みという点につきまして答弁させていただきます。人事課といたしましては、国の動向、特に総務省の自治行政局からの通知や人事院規則の改正、他市の動向を踏まえながら、必要に応じて改定作業を行うということでございます。

次に、研究の具体的な内容といたしましては、令和6年の6月議会終了後に、人事課におきまして、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する例規を再度確認を行いました。また、他市の状況も再度確認いたしております。具体的な内容といたしましては、会計年度任用職員の病気休暇を有給としている市があることから、本市の取扱いにつきましても、無給から有給へと変更することでどのような影響があるのか、確認をいたしております。

以上です。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** 分かりました。それでは、葛城市の会計年度任用職員が勤務先でインフルエンザや新型コロナウイルス等に感染した場合の休暇について、正規職員は有給扱い、会計年度任用職員は無給扱いであります。有給扱いにするべきという私の再質問に対しては、市はどのように対応されるおつもりでしょうか。

**奥本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 現在、人事院規則の改正を踏まえまして、人事課におきまして、葛城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正作業を令和7年4月1日から施行する予定で行っております。具体的には、会計年度任用職員の病気休暇、私傷病の有給化に向けて改定作業を行っております。

以上です。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。やっていただけるということで、いろいろ職員さんには苦言を言わせてもらいましたが、他市から見れば普通のことだと私は考えているところであります。ここで職員の皆様にお願いがございます。皆さんは井の中の蛙にならないように、もっと広い視野、これは県外も含めた他市町村の施策に目を向け、発見し、市長に要望や提案をして

いただきたいと思います。提案することは決して無駄ではありませんので、引き続き葛城市の発展に努められますことを申し添えます。

これで2つ目の質問を終わらせていただきまして、3つ目の、延長保育料についてを質問させていただきます。私からは、延長保育を利用される保護者が負担する延長保育料の在り方が県下でもばらばらであることを踏まえ、葛城市の公立保育所では月額1,000円で何回でも利用できるようになっていて、安い利用料で設定されているんだと理解しておりました。しかしながら、保育所を利用されている保護者から、たまたま会社から急な残業を言われ、我が子のお迎えが15分遅くなってしまい、保育所へ延長保育料を1,000円支払ったという話を聞いて、1回利用しても1,000円取られ、毎日利用される保護者も1,000円となっていることの矛盾。これは応益、応能、サービスの平等性に反するんじゃないのかと思い、各市の状況を私なりに調べましたら、1回に幾ら、月に幾ら、1回と月額の併用もございました。ちなみに月額利用は、樺原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市の5市であります。日額等の利用は、奈良市、高田市、天理市、五條市、宇陀市の5市であります。併用は郡山市、奈良市の2市であります。

ここでお聞きをいたします。この利用者からのお声を聞いてどう思われましたか。それと、今後、延長保育料に係る規定を見直すつもりはありませんか。

**奥本議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** こども未来創造部の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

葛城市立保育所等の延長保育料は、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例で規定しております。延長保育料の規定につきましては、平成27年4月施行されております。就労の形態等が多様になり、社会情勢の変容も著しいことから、延長保育料の規定につきましては、今後は、近隣自治体や県内施設の状況を勘案し熟考してまいります。

以上です。

**奥本議長** 坂本議員。

**坂本議員** 熟考してまいりますという答弁をいただきました。私が思うには、仮に私が利用者であったとします。当然のことですが、何で1回が1,000円で、20回でも1,000円になるんだと。それだったら、1回も20回も同じやから、利用したほうが得であるという考えを持ってしまうんですね。市民はスピード感のある対応を求めているんです。ここで私からの要望を申し上げます。市民が利用料等を支払う事案の改正に関して、今後、葛城市がスピード感を持って対応できるようにしていただきたいと思います。当然のことながら、市が手順を踏んで例規の改正を行うこととなりますが、この手順が大きな壁となり、市民サービスの迅速化を遅らせているようにしか見えません。今、質問いたしました延長保育料にしましても、利用料だから議会の議決を必要とする条例改正が必要となるのが、スピード感を遅らせる大きな壁だと私は思っているところであります。

そこで、すぐに改正すれば市民サービスに直結する延長保育料などは、規則や要綱で規定すればよいのではと考えるところであります。要するに、議会を開催して議決する条例で決

めるのではなく、規則や要綱といった法整備の仕方を工夫して、市民ニーズへの対応がスピード感を持ってできるようにしていただければ、葛城市民である利用者のサービスの向上につながると思いますので、時間はかかるとは思いますが、できるだけ早く成果が見られることを要望いたしまして、今回の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**奥本議長** 坂本剛司議員の発言を終結いたします。

次に、9番、松林謙司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、松林謙司議員。

**松林議員** 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただきまして、これより一般質問をさせていただきます。

私の質問は3点ございます。まず、第1点目が、災害発生時における避難所の通信確保について。第2点目が、婚姻届の記入例見直しについて。そして第3点目の質問が、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）について。以上3点について質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

**奥本議長** 松林議員。

**松林議員** まず第1点目の質問、災害発生時における避難所の通信確保についてお伺いをさせていただきます。災害発生時における避難所等の通信確保について、令和6年能登半島地震の教訓と今後の対策ということで、令和6年能登半島地震では、未曾有の被害が発生しました。その中でも特に深刻であったのが、通信途絶による情報伝達の混乱です。地震による地盤の亀裂や陥没、土砂崩れによって、地中に埋設された光ケーブルや電線が多数断線、多くの基地局が機能停止に陥り、救助活動や復旧作業には大きな支障を来しました。道路寸断や孤立集落の発生により、被災地では通信が完全に途絶える地域も多数存在をしました。住民の方々は、食料の供給時期、水道、電気、ガスの復旧見込みといった生活に不可欠な情報を得ることができず、不安と混乱に陥りました。さらに、孤立集落の被災状況すら把握できない状況が続いたことも大きな問題でありました。

そのときの各通信事業者の迅速な対応といたしまして、各通信事業者は様々な方法で通信復旧に尽力をいたしました。NTTドコモとKDDIは、海底ケーブル敷設船に基地局設備を設備し、船上基地局から沿岸部へ電波提供を行いました。輪島市町野町地区は1月6日から11日、大沢町地区については1月13日から17日などが対象となりました。また、ソフトバンクは、無線中継装置を搭載したドローンを運用し、輪島市門前町の一部エリアに電波を提供いたしました。このドローンは、地上からの給電により4日間以上の長時間飛行を可能としております。しかし、これらの努力にもかかわらず、広範囲かつ持続的な通信確保には限界がありました。

こうした状況下で通信復旧に最も貢献したのがスターリンクでございました。スターリンクは、米国のイーロン・マスク氏率いるスペースXが提供する通信衛星インターネットサービスです。KDDIは1月7日からスターリンクの専用アンテナ350台を、役所、消防隊拠

点、避難所などに無償提供しております。そして、スターリンクの専用アンテナは約700台が活用され、日常的なデータ通信に加え、オンライン授業やオンライン診療にも役立ちました。ソフトバンクも珠洲市役所に1月7日、能登町役場に1月8日、輪島市役所に1月9日などにスターリンク機材を配置し、100台以上の無償提供を行いました。

令和6年能登半島地震を踏まえ、災害対応の在り方についての報告書では、発災当初の通信途絶により意思疎通が困難になった一方、衛星インターネットの活用によって通信環境は改善されたと明記をされております。報告者は、今後の災害対策として、衛星通信設備と公共安全モバイルシステムの導入、活用、そして平時からの訓練実施の重要性を強く訴えています。ここでの公共安全モバイルシステムとは、携帯電話技術を活用した公共機関向け無線システムでございまして、平時は携帯電話として使用でき、災害発生時には機関内外の連絡、情報共有に活用的なシステムでもあります。

今後の対策として、今回の地震は、既存の通信インフラの脆弱性を改めて浮き彫りにしました。今後、災害に強い通信インフラを構築するためには、以下の対策が不可欠と考えられます。1つ目は、衛星通信システムの導入促進としまして、スターリンクのような衛星通信システムを平時から活用できる体制を構築する必要があります。これは初期費用や運用コストの問題をクリアする政策的な支援が必要となると考えられます。

2点目としまして、公共安全モバイルシステムの普及ということで、公共機関における情報共有を迅速かつ確実に進めるため、公共安全モバイルシステムの導入、運用を促進する必要があります。

3点目、多様な通信手段の確保、光ファイバーケーブル、無線通信、衛星通信など多様な通信手段を組み合わせることで、災害時の通信途絶リスクを軽減できます。

4点目です。平時からの訓練、衛星通信システムや公共安全モバイルシステムを効果的に活用するためには、平時からの訓練が不可欠です。

そして5点目としまして、インフラの強化、分散といたしまして、地震に強いインフラの構築、通信インフラの分散化を進める必要があります。ここで今回の地震を教訓に、今後の大規模災害における避難所の通信確保対策について質問をさせていただきます。

まず第1点目、避難所における通信確保体制の強化、災害時避難所の通信確保は、人命の救助や生活維持に不可欠です。最新の衛星インターネット技術などを活用し、避難所への迅速な通信環境整備が求められます。そのため、地域住民が自ら通信機器の設置、運用、保守を円滑に行えるよう、新しい通信技術に関する訓練を充実させる必要があると思います。具体的には、通信復旧チームのような無線技術に精通した地域住民を中心とした体制整備を検討すべきかと考えます。このチームは、災害発生直後から通信設備の被災状況を把握し、迅速かつ継続的な通信環境を確保する役割を担います。

また、第2点目といたしまして、外国人観光客への対応ということで、近年、外国人観光客の増加が目覚ましい状況にあります。外国人観光客にとってインターネットによる情報収集は必須です。そのため、災害発生時には日本人観光客以上に通信確保の優先度を高める対応が必要です。

以上、これら2点について、具体的な対策についてのご見解をお伺いいたします。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

ただいまの松林議員のご質問、3点ございましたけれども、1点ずつ、まず答弁させていただきます。まず1点目です。避難所におけます通信手段の確保は、非常に重要な問題であると認識をしております。本市の指定避難所17か所のうち、現在13か所にWi-Fi設備を整備しております。しかしながら、大規模地震の際は、基地局の倒壊などで通信不能に陥る可能性があることから、議員お述べの、衛星インターネット技術などの活用につきましては、非常に有効性の高い手段であると考えております。そこで本市では、まずは災害対策本部における通信機能の強化及び通信手段の複層化を目的といたしまして、令和7年度に衛星インターネットサービスの導入を予定しているところでございます。

導入を予定しております衛星インターネットサービスの機器につきましては、移動式でございますので、通信不能となっている防災拠点や避難所などにも容易に持ち運ぶことが可能となっております。実際に災害が起こった地域におきましても、先ほど議員がご紹介いただきましたとおり、社会インフラ設備の救援ということで、この移動式衛星インターネット機器が活躍したという実績がございますので、本市といたしましても、導入を機に、災害時の避難所におけます有効性の高い通信手段の整備を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目でございます。通信復旧支援チームというような、そういった地域住民を中心とした体制の整備ということでございますが、災害時における通信網や電力の復旧作業につきましては、やはり通信設備や電力会社などの専門業者に任せることとなります。ただし、避難所の中にはデジタル機器などの操作が苦手な方もいらっしゃることで想定されますので、その方々へのアドバイスや手助けをしていただく支援ということでは必要であると考えておりますので、今後、避難所運営訓練などを通じて、啓発やそういった呼びかけなどを行っていきたいと考えております。

3点目の、外国人観光客の対応ということでございます。旅行中の被災につきましては、外国人だけに限らず、観光客にとって見知らぬ場所で避難生活を送ることは非常に不安なことであろうと推察ができます。特に外国人観光客の方は、言葉がうまく通じないことで避難生活にも支障を来すおそれがございます。外国人観光客が滞在中に被災されることを想定し、対応の準備をしていくことは当然必要であると認識をしております。通信環境を確保しながら、まずは翻訳アプリなどの活用、また、優しい日本語での対応を行い、それでも言葉でのコミュニケーションが困難な場合には、コミュニケーションボードなどを活用することにより円滑な意思疎通を図っていき、不安の払拭に努めてまいりたいと考えております。

**奥本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。災害発生時に通信が途絶えることは、被災者が生活する上で必要な情報が届かない事態となり、孤立した地域の被災状況も不明となるなど、深刻な事態になります。災害時、避難所の通信確保は人命救助や生活維持に不可欠です。最新の衛星インターネット技術などを活用し、避難所への迅速な通信環境を一日でも早く構築していただきま

すことを切に要望いたしまして、第2点目の質問、婚姻届の記入例見直しについてお伺いをさせていただきます。

地方議会では、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書も提案されております。日本の夫婦同姓は、国連女子差別撤廃委員会から差別的な規定と繰り返し勧告を受けており、婚姻によって姓を変えることの多い女性や、一人っ子同士での結婚について大きな障がいとなっております。選択的夫婦別姓制度の導入は、世論調査で国民の約6割が賛成もしくは容認しているものの、依然として国会での議論は進んでいない状況であります。民法750条の規定では、結婚時に夫婦のいずれかが姓を改め、夫婦同姓にすると定められております。しかし、実際には約95%の夫婦が夫の姓を選び、妻が改姓をしております。自治体の婚姻届の記入例では、婚姻後の夫婦の氏を、夫側にチェックを入れ、夫側を選択しているケースが圧倒的となっております。

ここで伺いをさせていただきます。葛城市における婚姻届の記入例ではどのようになっているのでしょうか。

**奥本議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 市民生活部の西川です。よろしくお願いいたします。

お答えをさせていただきます。民法第750条におきましては、夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する、と夫婦同氏にすることが決められております。また、戸籍法第74条第1号におきましては、婚姻届には夫婦が称する氏を記載することになっております。その記載の方法は、婚姻届の婚姻後の夫婦の氏、新しい本籍欄に夫の氏、妻の氏、どちらかを選択することとなっております。このことから、本市の記入例におきましても、あくまでも記入漏れを防ぐため、夫の氏にチェックをしておりますが、記入例の吹き出しには、夫の氏か妻の氏、どちらかを選択してくださいとの説明を記載しております。

以上です。

**奥本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。婚姻届の記入例で、婚姻後の夫婦の氏を、夫側にチェックを入れることにより無意識にジェンダーバイアスがかかってしまうことになり、妻の氏の選択の余地を奪ってしまうことにもなりかねません。他の自治体、東京の中野区の記入例であります。この記入例では、婚姻後に名乗る氏をお二人で決めてチェックをしてくださいとのコメントのみで、どちらにもチェックは入れないものがあります。葛城市における婚姻届の記入例も、夫婦の氏が夫、妻のどちらでも選択できることが理解できるように見直されるべきであると考えますが、阿古市長のお考えをお示してください。

**奥本議長** 阿古市長。

**阿古市長** 現在、本市で使用しております記入例につきましては、一例として、夫の氏にチェックの入ったパターンのもを使用しております。決して夫の氏に誘導する意図はございません。しかし、議員お述べのとおり、夫の氏にチェックの入った記入例は、無意識のジェンダーバイアスを助長しないように配慮する必要があると考えます。今後検討してまいります。

**奥本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。婚姻届の記入例を見直すことにより、夫婦でどちらの姓を選択するかを考えることは、選択的夫婦別姓制度の法制化についても考える機会になることをご期待申し上げまして、第3点目の質問、新総合防災情報システム、SOBO-WE Bについてお伺いをさせていただきます。

新総合防災情報システム、SOBO-WE Bは、令和4年6月閣議決定されたデジタル社会実現に向けた重点計画において、防災分野のデジタル化を推進するための重要な取組の一環です。このシステムは、防災、健康、医療、介護、教育などの情報を集約し、効率的に共有することを目指しております。SOBO-WE Bは、災害情報を地理空間情報として共有するシステムであり、災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握し、推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的としております。

令和7年12月までに各防災機関が必要な情報を横断的に共有できる共通のプラットフォームを構築する予定です。これにより、約1,900の機関が、災害対応基本共有情報、EEIに基づいて情報を集め、利用できるようになります。これは、重点計画で掲げられた、防災情報の迅速かつ正確な共有、活用の目標達成に大きく貢献します。

SOBO-WE Bは、災害が発生した際に被災状況を早く把握し、全体像を理解するためのシステムです。また、これまで国の機関だけが利用できた旧システムに比べて、操作性が簡単になり、地方自治体や公共機関も使えるようになりました。これにより、災害対応の情報共有が拡大し、重点計画で目指す、国民生活の安全・安心の確保に貢献できることが期待できます。

ここで新総合防災情報システム、SOBO-WE Bの利用に当たり、質問をさせていただきます。まず、葛城市といたしまして、この新総合防災情報システムの利用に当たり、災害対応へどのような効果があると考えられますでしょうか。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** この新総合防災情報システムにつきましては、内閣府が、先ほど議員お述べのとおり、令和7年12月までにシステムの構築完了を目指しているところでございます。当該システムにつきましては、今後、内閣府から説明会が実施される予定となっております。現段階では詳細な仕様は分かっておりませんので、ご質問の、利用による効果につきましては、今後詳細が分かり次第、検証してまいりたいと考えます。

**奥本議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。新総合防災情報システム、SOBO-WE Bに関する理事者側の答弁におきまして、当該システムについては、今後、内閣府からの説明会が実施される予定となっており、現段階においては詳細な仕様は未確定とのこと、ここで私が質問させていただこうと思っておりました、災害対応への効果、そして対応部局の構成、そして個人情報保護対策に関する質問に対しては、現段階においては回答いただけないということですが、このシステムにつきましては、葛城市民の生命と財産を守る上で極めて重要なインフラであるということは言うまでもありません。情報不足を理由に市民への情報提供を遅らせることは、市民の不安を増大させ、行政への不信感を招くことにもつながりかねません。

つきましては、詳細な仕様が確定次第、以下の3点について、市民への迅速かつ詳細な情報提供を強く求めます。

まず第1点目、災害対応への効果といたしまして、システムの導入による具体的な効果を市民にも分かりやすく説明をしてください。情報伝達時間の短縮による避難誘導の効率化、関係機関との連携強化による迅速な対応、災害リスクの分析予測による的確な防災対策など、具体的な数値目標と効果測定方法を示し、その実現に向けた具体的な計画を示していただきたいと思います。

そして、第2点目、対応部局の構成と役割につきまして、システムの効果的な運用を実現するため、各部局の役割分担、情報伝達ルート、関係機関との連携体制を明確に示していただきたいと思います。そして、担当部局と連絡策を明確にし、市民からの問合せや連絡が容易に行える体制を構築する必要があります。

そして3点目、個人情報保護対策といたしまして、個人情報の収集目的、利用範囲、保存期間、セキュリティ対策、漏えい時の対応、市民への情報提供方法などを詳細に説明し、市民の信頼を得られるよう万全の対策を講じる計画を示してください。関係法令の遵守は当然のことながら、市民のプライバシー保護を最優先事項とした体制構築を強く求めます。これらの情報は、内閣府の説明後だけではなく、可能な限り、ウェブサイト、広報誌などを通じて、市民に分かりやすく丁寧に説明するようお願いをいたします。市民の安全と安心を確保するため、迅速かつ具体的な行動計画とその進捗状況の定期的な報告を強く求めます。

本日は私の一般質問にご答弁いただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。

**奥本議長** 松林謙司議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時30分、13時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時30分

**奥本議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、横井晶行議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、横井晶行議員。

**横井議員** 皆さん、ただいま議長からお許しをいただきましたので、今日は大きく2つ行きます。

1個目は、高田川のメンテを問う。2個目、山間部での越水、冠水対策を問うです。

それでは、質問席から行います。

**奥本議長** 横井議員。

**横井議員** 2番、横井です。

理事者の皆さん、古今東西、前回に引き続き、地域住民の方々から強い要望、陳情があり、地域住民の皆さんは、行政側の改善への取組の進捗状況をとっても知りたがっている状況下であります。私は、このような市民の皆さんからの行政への強い要望、陳情を直接に行政に問うべく、今議会で繰り返し、一般質問をする次第でございます。

1個目に入ります。高田川のメンテを問う。高田川堆積土除去の件。まず初めに、高田川

とは、新庄中学校の南側を通り、この葛城市役所の南側を通り、更に近鉄新庄駅の東側を通っている一級河川の巨大な川であります。この高田川が人間で言うならば病氣中なのです。一級河川である高田川の真ん中には、堆積土、土砂が埋まり、堆積しており、文字どおり、川中島の様相になっているのであります。この状況では河川本来の保水能力が損なわれるため、大雨や台風時、用水路の越水、冠水の原因となるのであります。このことは地域防災の意味でも決して放置できない地域の改善事例なのであります。

問い1、前回の12月議会での行政側の高田川堆積土除去への公式発表後、その後、その進捗状況はどうなっているのでしょうか。公式回答をお願いします。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備部の安川でございます。よろしく申し上げます。

ご質問いただきましたしゅんせつ事業は、一級河川であり、奈良県の事業となっておりますので、公式回答とはなりません。高田川北流付近約860メートルの区間、現在、竣工工事を行っている状況であることを確認しております。

以上です。

**奥本議長** 横井議員。

**横井議員** 2番、横井です。

問い2、今後の行政側の改善の予定、計画はどうなっていますか。公式回答をお願いします。

**奥本議長** 事務局、時計を止めてもらっていいですか。

横井議員、一級河川の質問だと思うんですけども、今、都市整備部長がおっしゃったように、県の事業なんです。公式回答とさっきおっしゃいましたけども、公式回答は、県の事業なので葛城市側ではできません。ですから、前回も公式回答はなかったと思います。今回、公式回答をお願いしますということですけども、公式回答を求めるとするのはこの場ではそぐわない質問なので、場合によっては質問を許可することができなくなりますけども、公式回答を求められるんですか。

**横井議員** 原稿には公式回答と書いてるので。

**奥本議長** 原稿じゃなくて。私は、だから、一般質問の範囲というのは理解されてますか。質問は当該団体の事務についてのみ許されているわけです。ですから、葛城市の所管の事務の担当範囲であれば、答えられますけれども、県の事業についての公式回答は理事者側としてはできないんです。

**横井議員** だから、所管の意味じゃないんですか。

**奥本議長** でしたら公式回答じゃないですね、これは。公式回答ができるのは県だけなんです。

**横井議員** 中間に入って通訳をされているからじゃないんですか。解釈はどうなんですか、理事者側の。

(「暫時休憩して」の声あり)

**奥本議長** これはほかの議員さんにも聞いていただかないと駄目なので、止めないです。時間がかかるようであれば止めますけども。

では、暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時36分

再 開 午後1時50分

**奥本議長** 休憩前に引き続き、横井議員の質問を再開いたします。

横井議員。

**横井議員** 2番、横井です。

問い2、今後の行政側の改善予定計画は県にどのように要望しようと思っておりますか。

回答をお願いします。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 県に要望についての質問の通告は受けておりませんので、回答いたしかねます。

**奥本議長** 横井議員。

**横井議員** 続いて行きます。高田川のメンテを問う。太鼓橋補修、通行止め対応の件。地域住民からの再三にわたる陳情、要望が現在進行形で発生しているので、あえてコメントしておきます。その太鼓橋がもう2年半も通行止めになっているのであります。理事者側からの事前意見では、6月頃に新たなる改善の展開があるとのことですから、本件は6月に再度のご質問をいたします。地域住民にとっては、不便で不便で極まりない状況下なのであります。ぜひとも、よろしくご対応をお願いいたします。

次に、大きく2項目めに入ります。山間部での越水、冠水対策を問う。平岡区、山田区での越水、冠水対策の件。この問題は、葛城市内においても、地理的に平野部での冠水、越水の問題であればともかく、平岡区、山田区は山麓線より山側に位置しており、冠水、越水等の陳情を受けること自体、私は大変びっくりしたのであります。しかも、現場の市道付近は何十年來の市道でありますから、なぜに冠水、越水等の陳情を受けるのか、不可思議な陳情要件でありましたのです。そのため、私は、現場の会所升が堆積土か何かで詰まっているのではと簡単に思い、文鎮、おもしろつけた巻尺を会所升に沈めていき、深さを簡易測定しましたのです。その結果、会所升は約8メートル以上ありました。つまり、会所升は詰まっていなかったのです。会所升は正常な状態だったのです。

エンジニアでもある私は、これはおかしい、何か変だと思い、図面による現地調査を行いましたところ、何と、図面と実際地形とは異なっていたのです。私は、当該工事を許可した奈良県庁森林保全課に質問状、問合せ文を送付いたしましたのです。これを受けて、早速奈良県森林保全課は、工事事業者を引き連れて現地入りして、当該実地調査に乗り出したのです。その結果報告を受けて、葛城市建設課に相談協議をいたしました要件であります。

問い3に入ります。葛城市建設課はどのように改善されましたか。改善の結果報告をお願いします。

**奥本議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 令和5年に平岡地区で発生した道路冠水についてでございますが、冠水の原因は、道路を含め、周辺の雨水排水は、従前から当該地の北側の土地の雨水排水管を經由して下流へ流れておりました。しかしながら、豪雨時に雨水排水管が土砂で詰まっていたことが原因

で冠水に至りました。そのため、土地の所有者と協議し、土地所有者が用地内に新たに集水升の設置と暗渠排水管の改修を行いました。その結果、翌年以降、同地での冠水は起きておりません。また、昨今のゲリラ豪雨対策としまして、カメラを設置し、雨天時になりますと職員が随時監視を行っております。

以上です。

**奥本議長** 横井議員。

**横井議員** 横井でございます。

葛城市建設課におかれましては、我々市民のために、いろいろな改善活動をしてくださったご様子のごこと、この場をお借りしまして感謝とお礼を申し上げます。私は、皆様からの陳情、要望にお応えするために、これからも三直三現で現地調査を行い、市民皆様からの声を直接にお聞きする次第であります。私はこれからも市民第一を目指して、皆様からの要望、陳情を必ずや行政にお伝えする所存でございます。理事者の皆様、長らくのご清聴ありがとうございました。

以上です。

**奥本議長** 横井晶行議員の発言を終結いたします。

次に、12番、増田順弘議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

増田順弘議員。

**増田議員** 皆さん、こんにちは。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、災害用物資、機材等の備蓄についてでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、これよりは質問席にて進めさせていただきます。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** よろしくお願いを申し上げます。

午前中からの一般質問の中にも出ておりましたけども、近年、豪雨、地震等の災害が多発をしておると。加えて10日前ですか、岩手県大船渡市におきましては、被害面積3,000ヘクタールと、これは葛城市の面積に匹敵する大規模な山林火災が発生をしております。被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。本市におきましても、約60年前ですか、二上山付近の山火事が、非常に大規模な山火事があったということも、私、記憶にございます。このようなことから、あらゆる災害に対する備えを強化する必要があるということを痛感をいたしておるところでございます。そのようなことから、市民の方々が集まる機会、このようなときに、市政に対してご意見、要望を聞かせていただいている多くの意見として、災害発生時の備蓄についてのお問いを非常に多くいただく機会がございます。

国、県におきましても、それぞれ備蓄品の備えというのはしていただいているかと思いますが、今回私が質問することにした理由としましては、国、県、市、自治会、個人、公助、共助、自助ですか、そういったそれぞれの立場でどのようなものを備蓄すればいいのか。こういうふうなことをあらかじめ、ある程度共通認識しておく必要があるのかなというふうに

感じております。言い方を変えると、それぞれの立場で同じようなものを備蓄するということになりますと、無駄なストック、備蓄にもなりますので、バランスのよい、それぞれの立場でどのようなものを備えておくべきかという役割分担を明確にする必要があるのかなというふうに感じております。

そこで、本市の防災計画、全部持ってくると大変大量の資料ですので、抜粋をしてみました。そこには、食料供給体制の整備というところで、民間事業者から速やかに調達すると、こういうふうに書いてございます。食料については民間業者から速やかに調達することとし、状況により県等に応援を要請すると、こういうふうに書いております。それから、その次に、また、緊急度、重要度の高いものについては、必要最小限の備蓄をする。こういうふうに記載をされてます。

ほかの市の防災計画も、私、ずっと読ませていただきました。そこには、今、私が紹介した葛城市の必要最小限の備蓄という言葉は出てこないんですよ。これ、葛城市だけ、こういう表現をされてるんです。これも聞かれた方がどういうふうに感じられたかというのは、各自、ご想像いただいたら結構かと思うんですけども、私は違和感があったと。生活必需品についても、最小限の備蓄と、協定業者からの調達で対応すると、こういうふうに記載をされてるんです。私が懸念する、これは、量的なものも含めまして、どういう意味で必要最小限という表現をされてるのか、お聞きをいたします。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

本市の地域防災計画にございます、必要最低限の備蓄についての考え方でございますが、災害時必要となる物資の備蓄は、基本的に緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものを必要最小限にとどめ、それ以外の品目や備蓄量を超える必要物資につきましては、民間企業との災害時応援協定などの活用により速やかに調達することで対応し、さらに、状況により、県などに応援を要請することとしております。このことは、県内の他市町村の備蓄状況を分析をしましたところ、地理的要因や民間企業の立地状況により若干の差異はございますが、ほぼ備蓄に対する考え方は共通しているものと考えております。そこで本市における必要最小限の備蓄量の目安といたしまして、市内にある17か所の指定避難所の収容可能人数1万1,643人に対して、主食または副食が最低1回分行き渡る量を設定しており、この備蓄量を一定に保つようローリングストックを行っております。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 必要という言葉はいいんですよ。最小という言葉、これ、ほかの市の表現ではどう書いてるかという、必要な物資の供給をするため、その確保体制を整備すると、こう書いてるんです。意味は一緒なんです。今、林本部長がおっしゃってる、必要なものは確保するという言葉と一緒になんです。ところが、最小限という言葉が余計と違うかなと。表現の仕方だけの問題なので、私は、こういう表現を修正していただく必要があるのかな。しっかりと備蓄品は用意していただいているというのは重々承知をしておりますが、こういう冒頭からの表現の仕方というのはいかがなものかというふうに感じております。

次に、令和6年11月1日時点の全国の都道府県及び市町村における災害用物資、機材等の備蓄状況に関する調査、これが内閣府で実施をされております。この内容についてでございますけれども、まず、災害対策基本法にもございますが、災害予防責任者は云々と、こういうふうに災害対策基本法にうたわれております。まず、そこで皆さんの認識を改めていただく意味で、この災害予防責任者とは、本市においてはどの方に当たるのか、お聞きをします。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 災害予防責任者は市長となります。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 市長が責任を持って備蓄品を調達しなければならないと。災害対策基本法の第49条のところには、災害予防責任者は云々と、法の定めによって必要な備蓄をしましょうと、こういうふうなうたわれておるということを皆さん方もご認識をいただきたいと思っております。そこで、この調査につきましては、今申し上げましたように、災害対策基本法第49条に、災害予防責任者は、災害応急対策または災害復旧に必要な物資を備蓄し、整備し、もしくは点検しなければならないと、こういうふうに49条でうたわれておるということでございます。

この備蓄状況の調査でございますけれども、この調査結果につきましては、令和7年1月9日付で公表をされております。資料1、お願いします。今回初めてこの画面で使わせていただいて、これは今、葛城市が備蓄をしていただいている品目を表に表しました。国の公表されてる調査結果については非常に細かいんで、私、エクセルでもう一回打ち直して整理をしまいいりました。50品目の様式につきましては国が定めた品目でございますので、そのまま列記をしております。それを16に分類をされております。その中のまず黒い部分、1から13までの、これは主食についての調査でございます。葛城市におきましては、アルファ化米7,750、それから主食缶詰1,872と、こういうふうに報告をされております。この備蓄数量についてどのようにお考えか、お尋ねをします。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** まず、主食でございます。アルファ化米と缶詰を9,622食備蓄しております。アルファ化米を選定している理由といたしましては、長期保存が可能なこと、軽量コンパクトなので、運びやすさや配布がしやすいこと、また、味の種類が豊富にあることなどの理由により選定をしております。また、缶詰はパンでございます。こちらは能登半島地震の際にカウンターパート方式で支援を行った穴水町からのリクエストがあった食料でございます。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** ありがとうございます。説明の中で抜けてたかなと思うんですけれども、アルファ化米というのは、加工されたお米で、食べるときに水をかけたら食べられる。要するに燃料が要らない、お湯をかけたらあったかいご飯になると、こういうふうなことで備蓄用の主食としては非常に便利なお米やというふうに伺っております。そういったものとパンとを用意をいただいているということでございますけれども、量的に、うたわれている必要最小限の量というふうに認識をいたします。

次に、副食でございますけれども、副食は10品目いろいろございます。加工食品からフル

一ツからレトルト食品から、いろいろございますけれども、その中で、葛城市におかれましては、加工食品100食、みそ汁916、スープ240食、レトルト食品2,810食と、こうなっております。この数量についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 副食につきましては、レトルト食品やみそ汁などを合計で4,066食備蓄しております。レトルト食品の選定理由でございますが、長期保存が可能なこと、また、すぐに食べられること、種類が豊富なことなどの理由により選定をさせていただいております。こちらも先ほどと同様、穴水町からリクエストがございました。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 私、これ見てて、これあるべきじゃないかなというのがフルーツの缶詰です。これ、ないんですよ。一般的に言えば、やっぱりフルーツの缶詰とか、フルーツ類があってもいいんじゃないかなというのが1つ。それから、非常にこういうときによく食されるといいますか、カレー類がないんです。私、好きやとか嫌いとか、ちゃいますよ。一般的なものとして代表的なもの、カレー類というのは普通備蓄品目に備えるべき品目かなというふうな気がいたします。

次に、乳児用のミルクということで288缶となっております。これについてお尋ねをします。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 乳児用ミルクは288本の備蓄をしておりますが、こちら、新生児のおられるご家庭が年平均で300世帯程度となっておりますので、その分を備蓄しております。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 1缶ずつという意味かなというふうに理解をいたしました。

次に、飲料水についてであります。今の現状では、2リッターペットボトル4,620本と、こういうふうになっておるんですけども、水に関しては、いろいろとほかの方法も含めて備蓄方法はあるかと思っておりますけれども、水の備蓄についてのお考えをお聞かせをください。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 飲料水につきましては、2リットルのペットボトルで4,620本の備蓄をしておりますが、こちらにつきましては、忍海小学校と當麻小学校にそれぞれ40トンの耐震性貯水槽を整備しております。災害時には1日に1人当たり3リットル必要とされることから換算いたしますと、約2万6,500人分の備蓄量となっております。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 水に関しては十分な手配、ペットボトル以外の備蓄も対応していただけるというふうにしていただいているので、安心できるかなと感じております。

次に、暖房機についてでございます。これはゼロでございます。ストーブなし。寒い。それから冷房、これもゼロ。ないんですよ、これ。いかがですか。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** まず、暖房機についての現状の備蓄はございません。季節によっては寒さ対策が必要

不可欠となります。避難所運営マニュアルにおきまして、各避難所の備品を使用することも想定しておりますので、安全面に配慮しながら利用することは可能であると考えます。また、冷房機器についても備蓄はございません。季節によっては暑さによる熱中症対策は必要不可欠となります。こちらにつきましても、先ほどの暖房器具と原則同様であります。現状は、電力の供給があればスポットクーラーが使用可能となります。ただし、今後は、避難所となります体育施設などにおける最適な空調環境の整備に向けて計画策定を行う予定となっております。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** ありがとうございます。なしはご検討いただきたいというふうに思います。それから先ほどございましたように、電力がないというふうなことも懸念されると思うんですけども、例えば携帯カイロ、電気要らないんですよ。あったかなるんですよ。こういったものの備蓄も、暖房、暖かくする手法としての1つの手段として備蓄する品目に値するのかなというふうに思いますので、ご検討をよろしくお願いを申し上げます。

次に、トイレですけども、簡易トイレ88基、マンホールトイレ19基とありますが、トイレカー2台はこの調査後に導入されたということで、ここの調査報告の中には出ておりませんが、トイレカー2台は補充をしていただいているということでございます。私の記憶では、マンホールトイレは市が19の備蓄じゃなしに、吸収源対策の公園の、これ、市の所有で大字に管理をしていただいているということで、責任がどうかこうかはあれですけど、地域が所有していただいているということなんですけども、これ、トイレの数に関して、いろいろとその後、補正も含めてご検討いただいているというふうに伺っていますが、トイレに関してのお考え、お聞かせをください。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** トイレ関係の備蓄につきましては、先ほど議員もおっしゃっていただいておりますように、簡易トイレが88台、それとマンホールトイレ、8公園で19基となっております。ただし、この表にはございませんが、こちら先ほどおっしゃっていただいたとおり、今年度小型トイレカー2台を導入しております。さらに、来年度におきましては、多目的タイプの小型トイレカー1台を導入する予定となっております。また、段ボールトイレを災害時に提供していただけますよう複数の市内企業様と協定を結んでおります。避難所におけますトイレ環境は非常に重要だと認識しておりますので、今後も様々な方策を検討し、整備してまいります。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 能登半島地震における教訓の中の一番重要課題でありますのはトイレというふうに思いますので、しっかりとご準備いただきますようお願い申し上げます。それと、トイレで困る1つ、便器はあるが流れないという問題がございます。これに見合うっていいですか、必要な生活用水、飲料水のほかに生活用水のご準備もしていただく必要があるのかなど。例えば学校プールの水を張っておくというふうなことも、普段から生活用水としての備蓄ということにも活用できるのかなというふうに思いますので、ご検討をよろしくお願いをいたします。

次に、毛布でございます。1,028枚となっております。ここについてもお聞かせを願いた

いと思います。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 毛布の備蓄数は1,028枚でございます。避難所の収容可能人数、先ほど申し上げました1万1,643人のうち、特に配慮が必要と思われる未就学児及び85歳以上の高齢者に対し配布可能な備蓄数となっております。今後につきましても、企業様と協定を結んでおりますが、備蓄数については検討してまいります。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** ありがとうございます。毛布、大変こういうときに必要になってくるかなと思います。1,028枚、少し足りないかなというふうな気もいたしますので、備蓄のほうよろしく願いをいたします。

次に、簡易ベッドでございます。このベッドについては、いろいろ形はございますけれども、今、備蓄ゼロでございます。恐らく市内の段ボール業者さんとの提携によって、緊急調達の協定を結んでいただいているということかなというふうに思うんですけども、非常に最近、オリンピックにおいても段ボールベッドの活用というのが普及をしておりますので、この簡易ベッドについてのお考え、お聞かせをください。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 確かに簡易ベッドの備蓄はございませんが、本市は簡易ベッドに代えて、先ほど議員お述べの、段ボールベッドを災害時に提供していただけますよう、複数の市内企業様と協定を結んでおります。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 次に、パーティション、囲いです。避難所はほぼ体育館ですね。広いフロアで多くの方が避難をされるということかと思うんですけども、仕切りが要ると。いろんな形のパーティションあるんですけど、現在、備蓄ゼロでございます。ゼロはいかかなものかなというふうに思うんで、今後の考え方、これも恐らくベッドと同じ考え方でおられるのかな。それから、事前審査になりますけども、新年度予算ですか、補正予算、どちらですかあれですけども、ご用意の準備があるということでございますけれども、これについてお聞かせをください。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** こちら、パーティション単体での備蓄はございませんけれども、ポップアップ式のテント型パーティションを今現在155張り備蓄しております。今後更に、こちらにつきましても、増やしていく予定でございます。また、段ボール製の間仕切りを災害時に提供していただけますよう、複数の市内企業様との協定を結んでおります。避難所で生活する上でプライバシーの確保は重要だと考えておりますので、今後も様々な方策を検討し、整備してまいります。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 次に、生理用品3,420枚となっております。3,420枚という算出根拠、お聞かせをください。それから、一緒に聞いておきたいと思います。子ども用のおむつ1万3,146になっております。この2点についてお聞かせをください。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 生理用品は3,420枚、子ども用紙おむつが1万3,146枚の備蓄となっております。こちら、生理用品を必要とする年齢を12歳から51歳の人口から想定いたしまして、避難時に生理用品が必要となる人数、こちらを153名と算出しております。そちらで1日分の必要な枚数ということで備蓄をさせていただいております。子ども用のおむつについては、現時点でこれだけの保有はありますが、もちろん消耗品ということで足らなくなると思いますので、大人用紙おむつやトイレットペーパーも含めて、不足分につきましては、企業様との協定により調達することとなっております。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 今、大人用のおむつ、ゼロなんですよ。今おっしゃっていただきましたけども、ゼロじゃないかなと。やはり必要な備蓄品かなと思いますので、ぜひとも調達、よろしく願い申し上げます。それから、次もないんですけど、トイレットペーパー、ゼロです。これ、トイレの心配していただいているのに、紙がゼロというのはいかがなものかなと思うんですけど、いかがでございますか。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** トイレットペーパーにつきましては、非常にかさもあるということで、保管するに当たっての面積とか容積というのにも必要となってきますので、こちらはとにかく早急に民間企業様との協定により調達していきたいというふうに考えております。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** よろしくお願ひしたいと思います。今申し上げてる項目は、やっぱり必要なものを列記をされてると思うんで、このグループの中でゼロというものについては、しっかりともう一度精査していただく必要があるのかなというふうにも思います。

以上で、品目別の分析についてはご紹介をさせていただいたんですけども、災害対策基本法の中で書かれてるのは、備蓄をすることに加えて、点検することというふうなことも明記をされております。今申し上げましたように、まさしく点検をしていただいたわけなんです、私がお尋ねをして。その中で、これないよねと、これ少ないよねとかというふうなこと、こういうふうな分析は市のほうでされておるのか、お聞きをします。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** まず、災害基本法に基づきまして、備蓄品等の点検につきましては、まず備蓄食料につきましては消費期限等の管理をしておりますので、期限が切れる前に新たなものと入替えを行っております。資機材につきましては、年に1回程度の点検を実施しております。こういった内容につきましては、やはり時代とかそういった背景によっても変わってくるかと思っておりますので、常に生活安全課のほうで分析をさせていただいております。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 点検は大事でございますので、入替えも含めて、ローリングストックの手法も入れていただいて、適正な管理をしていただく必要があるのかなと。今回の私の質問において感じたことにつきましては、冒頭にお話ししましたように、必要最小限にも満たない、ゼロの備蓄品

であったり、非常にバランスの悪さを感じました。やっぱり一そろえ、さっき16分類させていただきましたが、そのグループごとに必要最小限の、ゼロじゃない部分で備蓄していただきたいというふうに思います。ただ、今回の備蓄品につきましては、市で備蓄をさせていただいて、公助としての立場の備蓄でございますけれども、これ以外にも自治会において備蓄していただいているものもございます。共助というんですかね。さらに、個人、自助、自分で必要最小限、こんだけはおこうねというふうな備蓄をするもの。どのようなものをそれぞれが備蓄するべきかということと役割分担するべきかなというふうに思います。そこで、今年度、令和6年度予算に計上されております、大字に対する一律10万円の補助金が支出、予算化をされております。この補助金についてのお考えをお聞かせください。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 議員お述べの、今年度の各大字への防災意識の向上と備蓄資材の充実を図るために、防災減災対策活動補助金といたしまして上限10万円の補助を行いました。その補助金を活用させていただく中で、今、自治会で何が不足しているのか、何が必要かなどを話し合っていたことで、防災意識の高揚と自主的な防災活動の推進につながったものと考えております。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** この10万円、ある大字では10万円助かったと。10万円で何が買えるねん。要するに、三千数百戸のエリア、北花内のような大きな大字、30戸の山間の大字、一律10万円と、これでよかったのかどうなのかということも、私、課題としてはあるのかなというふうに思うんです。それからもう一つは、10万円ぽんと自由に使ってください。ところが、10万円もらって、一体どういうふうに使おうかということから、具体的に何に使ったらいいか迷っておられるというのを大字にも私聞きました。自由度ございますので、役員会でご検討いただいて、所有すべきものを検討いただいたらどうですかというふうに返したんですけども、例えばとか、こういうものに活用してくださいとかという提案もあってしかるべきかなと。市がこんなに使ってほしいと思ってるのに、いやいや、違った使い方をされると、せっかくの補助金が有効活用できない、目的達成できない補助になってしまいますので、後から、いや、こんなに使ってもうたら困りますというようなことになると、いろいろと後から課題が残るんで、もう少しアドバイス、こういうものに活用くださいという具体的なご指導もあってしかるべきかなというふうに感じました。年度内ですんで、まだ1か月ぐらいございます。

続いて、次は、先ほど申し上げましたが、市民の方はどうすべきか、何を備えるべきかと。また、先ほどの災害対策基本法を取り出しますけども、第7条には、住民の責務ということが書いてます。食品、飲料水その他生活必需物資の備蓄など、災害に備える手段を講じるよう努めなければならない。これが住民の責務として第7条に上がっております。そこで、どのようなものをどれだけ備蓄すればいいのかと。ローリングストックとか、いろいろと出ますよ。今、テレビでも、ローリングストックとか。ネットでローリングストックを見ますと、農林省が出てくるんです。どういうわけか分からないんですけど。何かローリングストックという言葉が最初に使ったのが農林省らしいです。平成20年ぐらいでした。初めてこの

言葉を、農林省の提案によって、ずっと入れ替えて備蓄品を備えましょうねというのにこういう言葉を使ったんで、農林省の特許みたいな形で、災害の備えについていろいろアドバイスをされております。このローリングストックガイドの中には、いろんなローリングストックの方法であったり、品目の紹介であったり、いろいろされております。

葛城市の広報の中にも、ローリングストック、紹介、奨励についての記事も過去に載せていただいたということもございますけれども、葛城市でローリングストックについて、これは面白いねというか、これは分かりやすいねという資料を私見つけました。それが令和5年9月29日の葛城市学校給食センター発行の給食メモ、資料2をお願いします。ここに、子どもさんっていいですか、児童・生徒さんに分かりやすく、防災給食という表現の中に、皆さんはローリングストックという言葉聞いたことがありますか、云々と、缶詰、レトルト食品等を備蓄しましょうねって、こういうふうな。その次のページをお願いします。ここに、こうやって、すごく分かりやすい、水、食品はこんなもの、カセットボンベとか、こういうものを備えておく。それを食べる。空いたところを買い足す。この3つをローテーションさすことによって常に緊急時の備蓄ができるよと、こういう資料でございます。非常に分かりやすく、市民の皆さんにお伝えしやすい、こういう資料かなと思うんですけども、このことについてお考え、お聞きをします。

**奥本議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 教育部の勝眞でございます。

学校給食センターでは、災害に備え、どのように行動すればいいのかを改めて確認して学ぶ機会とするため、令和5年度から、9月の防災月間に合わせて防災給食を実施しております。令和6年度の防災給食では、備蓄していた非常食のコーンポタージュ等を提供し、新たに非常食を購入するローリングストックによる方法で実施をいたしました。給食センター発行のローリングストック資料については、給食メモとして各教室で掲示したり、給食の時間に放送するための原稿として活用いただくために、市内小・中学校、幼稚園へメールで配布をしており、各クラス単位で活用をいただいております。

以上です。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** 1つ飛ばしてしまいました。ローリングストックの奨励に関して、市のお考えもお聞かせを願えますか。

**奥本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** ローリングストックにつきましては、先ほどから議員のほうからご紹介いただいております。普段から少し多めに食材や加工品を買っておき、使ったらその分だけ新しく買い足しておくことで、常に一定量の食料をご家庭に備蓄しておく方法でございます。ポイントは、日常生活で消費しながら備蓄することで、保存食を備蓄することよりも取り組みやすく、また、食料等を一定量に保ちながら消費と購入を繰り返すことで備蓄品の鮮度を保ち、いざというときに日常生活に近い食生活を送ることができるというメリットもございます。市といたしましては、広報での啓発や避難所運営訓練などを通じまして、ローリングストックで無

理なく備蓄していただけるよう啓発を実施しているところでございます。

また、先ほど給食センターのほうで発行のローリングストックの資料につきましては、非常に分かりやすく作成されておりますので、生活安全課としましては、市民の方々へも積極的に発信し、ローリングストック推奨の啓発に取り組んでいきたいというふうに考えております。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** ぜひとも、葛城市の市民の皆さんがローリングストックという言葉をもっと理解していただくというところから啓発活動していただけたらいいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。今、お話にございましたように、ローリングストックというのは、私の考えからいくと、わざわざ10年保存の効く備蓄品ではなしに、日頃食べる好きなものを多めに買って、常に入れ替えて、食べたものから追いつくという、何かそういうローリングストックであるほうがいいかなというふうに思います。逆に、私も保存食で調べてたんですけども、私、毎朝、野菜ジュース1本で1日分って書いたやつ、あぁいったもので栄養補給してるんですけども、実はあの野菜ジュース、普通は3日か1週間かぐらいなんです、賞味期限ね。ところが、先日ある雑誌の広告を見てると、同じカゴメの野菜ジュースですか。実は、備蓄用の野菜ジュース、何年もつと思いますか。考えられない。5年5か月、賞味期限あるんです。そういったものも、備蓄品としての備え用のそういう品目もあることはあるんですけども、少し高い。それから、どっちにしても賞味期限が来るんで、それなら日頃の食べるものを備蓄品としてローリングストック、入れ替えて、食べて足す、食べて足すという、こういう習慣を市民の皆さんにつけていただけたらなというふうに思うんです。

そこで、私、実際にローリングストックって、食べて足す、指定といいますか、決まったところに置いておいて、置いておいたものがなくなったからそこを補充するという考え方からいくと、何か箱があって、段ボールに仕切りがあって、水、ペットボトル3本、野菜ジュース何個、缶詰何個、レトルト食品何個、仕切りがあって、箱があって、名前が書いてて、そこに入れておいて、食べます。減ってます。減ってる分はまた買い足します。こういうローリングストックボックス、私が勝手につけた名前ですけども、資料3をお願いします。こういった箱にこういう仕切りをつけて、そこに、カップ麺なくなってるわ。4つぐらいあったらいけるやろう。パックご飯4つ、みそ汁、食べた、抜けてる、足そうと。これ、あえて、きれいなように色をつけてるんですけど、こうやって仕切りで品目別の箱を、これ、あらかじめ段ボール業者さんにこんな提案して、こんなんでできるかなって聞きに行こうかなと思ったんですけども、これは案として市のほうで段ボール業者さんにご相談いただいて、こんなんでできるかなというご検討も、市としてしていただけたら、交渉していただけたらどうか。そんなに高くつくもんじゃないかなと思います。

これを市のほうから市民の方々に、1人1個、もしくは1軒に1個、1人1個かな。そういった支給をして、これを使ってローリングストックしてくださいというふうな奨励をする。これ、私、今回の一般質問でぜひともご提案申し上げたいと思って、色を塗って資料を作ってきましたんで、ご検討いただけないかなと思います。いかがでございませうか。

**奥本議長** 阿古市長。

**阿古市長** ご提案ありがとうございます。災害時における備蓄品も含めて、ローリングストックも含めてなんですけど、自助、共助、公助のバランスというのは非常に大切やなと思います。自助の部分については、賞味期限の問題がクリアできるということが非常に大きなところであります。ローリングストックにつきましては、昨年来、市政フォーラムでずっと回らせていただいたときに、特に能登半島の地震もありましたので、皆さん方にご説明というか、お願いしておりました、大抵の大字のところでその話をさせていただいたように思うんです。ですので、災害時の自助の部分でのローリングストックというのは、必ず皆さん方をお願いしたい部分であります。最終的に行政というのは、皆さん方の生命、財産を最終的なとりでとして支える部分でございますので、何日か分の備蓄がいいのかどうか、議論はいろいろあると思うんですけれども、皆さん方が必要とする部分については、それが受援のための救援物資であるにしろ、もしくは購入という形であるにしろ、最大限、皆さん方に提供できるような状況にいち早く持っていくことが大切なのかなと思っております。

ご提言の、ローリングストックの推奨については、いろんな場面について推奨していきたいと思います。議員のご提案の部分なんですけども、それも含めまして、検討の中で進めていきたいなとは感じておるところです。これからいつ災害があるかも分からない状況の中で、また、いろんな災害が予想される中で、災害の種類によっても対応が個々変わってくる可能性もありますけども、全力を尽くしていきたいと感じておるところでございます。

以上でございます。

**奥本議長** 増田議員。

**増田議員** ありがとうございます。備えは十分にそれぞれの立場でしていただくということが必要かなと思います。市も、先ほどからご提案、チェック、検討、点検させていただきましたように、バランスの悪いところも欠けている部分もあるかと思うんで、これを機会に補充をしっかりとしていただくようお願いを申し上げたいと思います。また、市民の皆さん方におかれましても、ローリングストックの必要性、十分ご認識をいただきながら、自助、共助、公助、この3点セットで災害に強い葛城市が続きますようによろしくをお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**奥本議長** 増田順弘議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後3時20分、15時20分から会議を再開いたします。

休 憩 午後2時52分

再 開 午後3時20分

**奥本議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、川村優子議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

11番、川村優子議員。

**川村議員** 皆様、こんにちは。川村優子でございます。本日最後の一般質問となりました。お疲れのところでございますが、どうぞ最後までご清聴いただきますようお願いいたします。

ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問、2点ございます。1点は、葛城

市における発達障がい者支援施策についてでございます。もう1点は、葛城市の観光施策のPRの考え方について。この2点を質問席で行わせていただきます。よろしく願いいたします。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** それでは、始めさせていただきます。

まず初めに、葛城市における発達障がい者支援施策についてでございます。発達障がい者の支援について、法律が制定されるまでは、発達障がいについて明確に定義した法律がなく、支援が必要であるにもかかわらず、支援の対象になっていないという状況にあったのでございますが、このような状況を解消するために定められたのが発達障害者支援法であります。発達障害者支援法は2004年12月10日に公布され、国や地方自治体に発達障がいの支援を行う責務があることが明記されており、発達障がいの方の自立や社会参加のために利用できる支援サービスなどについて記載されています。そして、発達障がいの早期発見につながる体制の整備についても言及されており、発達障害者支援センターを設けて、幅広い形で支援を行うことが定められています。

発達障害者支援法は、支援をより充実させる目的で2016年に一部改正をされ、障がい福祉に関して、厚生労働省、文科省、それぞれに取組がなされています。早期発見、早期支援、保育、教育、就労支援、地域での生活支援、家族への支援、人材の確保などを推進するように規定されています。2025年から全国的に5歳児健診の導入の動きが始まり、国は費用の補助を開始され、2028年度までに実施率100%を目指すと言われております。この取組は、子どもの発達や行動上の課題を早期に発見し、適切な支援を提供するための重要なステップに置かれています。さらに発達の問題を抱える子どもだけでなく、その可能性を指摘された子どもや、日常生活の中で気になる言動が見られる子どもにも対応しやすくなるといった大きな意義があるということでございますが、5歳児というタイミングで健診を実施する狙いは、就学前に子どもたちの発達状況を把握しておくことで、学校生活へのスムーズな移行をサポートすることにあります。

国内外の研究では、就学前の時期に発達障がいや行動上の問題を発見し、適切な支援を行うことが、後の学習面や社会的スキルの向上に大きく寄与することが示唆されています。保護者にとっては、子どもが置かれている状況を早期に知ることで、不安や戸惑いを軽減し、周囲のサポートや専門的なサービスにつながる第一歩となり、また、地域や学校での支援体制が充実し、家庭内だけでは対応が難しい場面においても積極的にアプローチができるようになります。日本国内外の調査から、幼少期に適切な指導や療育を受けた子どもたちが、思春期以降における不登校や情緒面の問題を比較的少なく乗り越えられるケースが増えるという報告もあります。

大分県の竹田市で行われている5歳児健診プログラムは、その顕著な成功例として注目されます。このプログラムでは、公共保健看護師や幼稚園教諭による初期のスクリーニング、医師による健診、さらに専門家による継続支援が実施され、発達障がいと診断された子どもの95%以上が通常学級に通うことができるということになっております。また、学校を拒否

する児童の割合が大幅に減少したことも大きな成果として挙げられています。

この時期に健診を行うことで、発達障がいや行動上の問題の特徴がより明確に見えやすくなり、早期支援による効果が最大化されると考えられます。子どもの発達障がい、早期発見で二次障がい防止を、と掲げている医師は、自己肯定感を育む機会を早期につくっていくことが重要と言及されています。

奈良県も2月25日に山下知事が、提出議案説明要旨というところでそれを朗読されました。その内容は、ここにあります。発達障がいのある子どもなどへの支援についてです。発達障がいのある子どもやその家族はもとより、グレーゾーンの子どものにも寄り添った早期発見、早期支援を進めてまいります。このため、発達障がいの診断を行う医師の確保、育成を図るとともに、発達障がい支援の質の向上に取り組む市町村への支援や、関係機関のネットワークなどに取り組みますと発言されました。

今年の1月28日なんですが、こども・若者サポートセンターから市議会に、発達障がいについて理解していただきたいことという演題で、本市のこども・若者サポートセンターの臨床心理士の代表でいらっしゃいます石田陽彦先生の勉強会がございました。議員の方はそのレジュメについてお持ちだと思いますが、見ていただいたらよいと思います。その内容が、なかなか衝撃的な内容でありました。石田先生の研究は、発達障がいのこれまでの支援の在り方に異議ありというような内容であり、葛城市のこれまでの取組も、石田流の独自の支援の考え方があり、そのやり方について、私も、市民の相談をしていらっしゃる親御さんから、これまでずっと、六、七年ぐらい、いろんなヒアリングを重ねてきているわけなんです。私が発達障がいに関わる皆様からの相談を受けた内容と、この際、先生の考え方と、しっかりと確認をさせていただきたい点がございますので、そのことについて質問をさせていただきます。

先生の説明資料の内容の、まず冒頭です。2ページ目になるんですけど、議員の皆さんは資料を見ていただいたらいいんですけども、県もこの異常事態によりやく腰を上げた。きっかけは葛城市の取組。奈良県子どもの発達に寄り添う体制構築事業と書かれていました。議員の皆さんはこれをどう感じられたか分かりませんが、今、これから何か改革が行われるなど。奈良県の臨床心理士でやっていらっしゃる取組が、石田先生を中心にこれからどういった取組をなさるのか。でも、今、現状、石田先生は葛城市で既にそういった内容が、様々な形で運用されているというか、実行されているという現実は、皆様もご承知かと思えます。こどもサポートセンターができて10年余りになりますので、非常に葛城市としても定着した発達障がいへの支援、また、ひきこもり、そして不登校等のいろんな、0歳から40歳までのお悩みを持つ皆様との相談の1つの起点として、職員さんも皆さん頑張っていたんですが、実際にその中の様子がどうなのかという、議員の私たちはそれを聞いても、個人情報であるということで、なかなか表向きに、そういった情報、内容については深められないというのが現状でした。

しかし、この六、七年かけて、私もほかの議員もそうなんですが、様々な形で、そういった発達障がいをお持ちの親御さんから、様々な悩みというか、生きにくい部分というのを聞

いてまいりました。先生が3ページ目に書かれている内容なのですが、今、子どもたちの抱える問題として、不登校の極端な増加、ひきこもりの変化、発達障がいの増加、ひきこもりの増加、小学1年生クライシス、虐待の増加、これらは発達障がいの診断数の増加と無関係じゃないというふうにありました。それが非常に診断数とどんな関わりがあるのかということなんです、そこでお聞きをいたします。診断数の増加について問題意識をお持ちの先生が、今、発達障害支援法に基づいて、国や地方公共団体が発達障がい者への支援に、早期発見、早期支援を推進するように規定されていますので、そのような中で、葛城市において、まず、乳幼児の健診の実施状況について答弁を願いたいと思います。

**奥本議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、葛城市におきましての乳幼児健診につきましては、4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査を行っております。その中で母子保健法において義務づけられている健診は、1歳6か月児健康診査と3歳6か月児健康診査となっております。1歳6か月児健康診査では、身体発育状況、栄養状態、精神発達の状況、言語障がいの有無など11項目が検査項目となり、3歳6か月児健康診査では、目の疾病及び異常の有無、耳、鼻、咽頭の疾病及び異常の有無の2項目が加わりました13項目が検査項目となっております。それ以外の4か月児健康診査、10か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査は、葛城市が母子保健法に基づき任意で行っております。その中でも特に1歳6か月児健診、3歳6か月児健診のときには、こども未来創造部、こども・若者サポートセンターの臨床心理士が同席し、発達における気になる事象については個別相談を実施しております。

以上となります。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** 今、最後の答弁にありました、臨床心理士が関わっている部分、臨床心理士が対象に行っている対応内容というのをお聞かせいただきたいと思います。

**奥本議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** こども未来創造部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

子どもの発達と育ちに精通した臨床心理士が、親子の様子を見守り、適宜声かけをし、やり取りをしながら関係性をつくり、子育てについて保護者からの相談をお受けしております。以上です。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** それでは、先ほどから私が申し上げておりました5歳児健診について、どのように考えておられるかということをお聞かせいただきたいと思います。

**奥本議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 現在、葛城市におきましては、3歳6か月児健康診査以降の子どもにつきましては、こども未来創造部、こども・若者サポートセンターにおきまして、市内保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校へ臨床心理士が月1回から3回程度訪問し、巡回相談を行って

おります。巡回相談は、子どもの育成支援を目的に、子どもや保護者、また、保育士や教員と面談などを行っておりまして、子どもの社会的困難さを実際の場面で把握することができ、子どもに効果的な支援ができるものと考えております。しかしながら、5歳児健康診査を設けることにつきましては、就学前までに適切な療育につなげることができる機会が多くなることは意義のあることとあります。5歳児健診につきましては、他市の実施状況等を参考に、今後も引き続き研究していく必要があると考えております。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** 5歳児健診、検討していただきたいと思います。手厚い健診、これ、就学前の健診となりますので、重要な健診であると思います。さらに、先生のほうの資料の内容の中で、石田先生が、葛城市の本当の支援目的は、情報が不十分な段階での早期診断を避けることで、子どもたちの人権が認められ、自立心を失わず、楽しく生き生きとした生活が送れるよう、周りの大人が努力する力と判断力を持つことだというふうに言われています。疑いの子を障がい児にしないためにと説明されているんですが、では、その診断について、発達障がいには特性に応じた支援や療育が重要と考えますが、早期診断がされない場合、行政としてどのような支援ができるのか。また、診断されなければ適切な支援について判断ができないものなのでしょうか。

**奥本議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** おっしゃいますとおり、医師の診断がなされなければ適切な支援につなげることはできませんので、診断が必要と思われるお子さんは医療の診断につなげ、その後、障害児通所給付など必要な福祉サービスにつなげます。発達障がいには濃淡があります。特徴が目立つお子さんもいますし、さほど目立たない子どもさんもいて、幅広い状態があります。グレーゾーンと呼ばれるお子さんは、子育て相談であるすくすく相談や乳幼児健診後のフォローアップ教室で子どもと保護者の支援に当たります。

以上です。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** 早期診断というものがされて、その後、その子の特性に応じた支援、グレーゾーンの人はフォローアップ教室とかにということなんですが、答弁にありました、フォローアップ教室の実施状況、今後の予定、また定員とか、そういった現状をお聞かせください。

**奥本議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** フォローアップ教室には、1歳半健診後のお子さんを対象にしたきらりキッズ、3歳半健診後を対象にしたかがやきキッズ、夏休み中の小学生を対象にしたパワフルキッズを実施しております。それぞれの定員と直近3年度分の利用実績を申し上げます。1歳半健診後のきらりキッズは、定員が10名で、令和4年の対象人数が12人、延べ参加人数が128人、令和5年度は、対象人数が14人、延べ参加人数が193人、令和7年1月末の対象人数が10人、延べ参加人数が175人、3歳半健診後のかがやきキッズは、定員が12人で、令和4年の対象人数が14人、延べ参加人数が237人、令和5年の対象人数が12人、延べ参加人数が248人、令和7年1月末の対象人数が13人、延べ参加人数が204人、夏休み中の小学生を対象

にしましたパワフルキッズは、定員が12人、令和4年度はコロナ禍で中止しております。令和5年度は、対象人数が11人、延べ参加人数が25人、令和7年1月末時点で対象人数が12人、延べ参加人数が25人でございます。

今後の予定でございますが、ご利用いただく人数を増やすために、現在、週1回ずつ実施しておりますところを、令和7年度から週2回ずつに増やし、支援体制を整えてまいる予定でございます。

以上です。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** 今、定員のことをお知らせいただいたんですけれども、10人とか12人とかで、その対象の方も、ご利用の方が入れ替わったりするので、12人とか、人数的にはオーバーされてるといようなことだったんですが、こういった教室の開催に対して、非常に皆さん、利用される方は満足感ってあるのかなと、分からないんですけども、ここを利用される方、保護者が受けたいというふうに思ったら、必ずここに行けるのかどうかというところですよ。特にグレーゾーンと呼ばれる子どもさんの親御さんが希望されたときは、きちっと対応していただけるのでしょうか。

**奥本議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** 平成28年に改正されました発達障害者支援法では、ライフステージを通じた切れ目のない支援が求められています。医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の関係機関が相互に協力し、一人一人の発達障がい者に切れ目のない支援の実施が必要とされています。障がいの有無の判断は医師の診断が必要ですので、保護者から療育を受けたい旨申出があれば、お子さんの様子を継続して観察したり、必要に応じて検査を行い、保護者と相談の上で受診医療機関についての情報提供を行います。

以上です。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** 今の答弁で、障がいの有無の判断は医師の診断が必要だというふうにおっしゃっておられました。医師の診断ということ、当然そこを通過して、また、福祉教育の中でその対応について検討して、非常に多くの情報の中で、その人がどういう療育がいいのかということをサポートして、そういったところに導いていくということなんですけれども、今の答弁でしたら、そういった上で情報提供をいたしますと。こんなところがありますよというだけなのかなと。私は、どんな形で、ここのサポートに対して手厚く支援ができてくるのかというところは分からないなと思ってるんですが、情報提供は当たり前なんですよね。グレーゾーンの、医療にかからず先生の様子を見ると。先生の内容の中に様子を見るという言葉がたくさん出てきたんですが、様子を見るということをお若者が判断して、お子さんが医療にかからずして、こども・若者サポートセンターからの連絡とか、そういった働きかけとかによって、その人は支援のほうに導いていただけるわけなんですけれども、それにつきまして、情報提供だけで足りるのかなと思うんですが、実際、働きかけをきちっとやっていただけるのでしょうか。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 グレーゾーンで療育にかからず様子を見ようと保護者と了解し合った子どもさんにつきましては、その全ての方へ健診後のフォロー教室について情報提供として、療育教室としてのきらりキッズ、かがやきキッズ、パワフルキッズにご参加いただきます。何らかの事情で教室に参加できない方には、個別の子育て相談であるすくすく相談で継続的に対応しています。様子を見ることは、集団の中での行動観察が効果的なため、巡回相談を実施し、各保育所、保育園、こども園、幼稚園、小・中学校に月2から4回程度、お子さんの様子を見守り、保護者の相談に応じています。

奥本議長 川村議員。

川村議員 今の答弁にも、そういった療育相談の情報を持っていくと。情報だけであるのかなというふうに心配するわけですがけれども、つまり、相談を受けて、診断が必要な子とそうでない子をこ若が判断して、医師の診断を受けることができるかできないかというところはもう一回確認させてもらいますけれども、すくすく相談とかフォローアップ教室の支援の内容の効果がどんなものなのかということ、情報提供して実際支援を受けられる。そして、こ若とその相談者が、そういった内容について、また悩み事についてラリーができていないのかと。ここが一番大事なんですよ。一方的に情報提供するだけではいけないんです。そこが親御さんから見たときに非常に不安なんですよ。ラリーをしていかないといけない。ラリーができてないところが皆様の不満になっているのではないかと私は考えます。そこに入れてない子どもたちも当然いらっしゃると思います。

葛城市の現状を言いますと、グレーと診断したお子さんの保護者へのヒアリングというのは年間どれぐらい行うのかという、そういうようなルールがあるんでしょうかね。様子を見るというのが放置しているような状況になってないのか。石田先生は、早期発見、早期支援、つまり、それは、疑いと言われた子の確定診断というのは10歳まで待ったほうがよいとか、こういうことがここに書いてあるんです。私、全然、今、早期発見、早期支援と言っているのに、10歳まで待つという、ここが放置にならないようにしていただきたいんです。支援がずっと続いてたら、医療の診断がどうかという話よりも、その子にとって支援が合っていれば、そこに支援という内容がきっちりとその子に定着して、回復に向かっていくのであれば何も言わないんですけれども、そのラリーが全然できてないために、非常に不安をあおっているだけ。ここが、発達時間経過の下に見るものではないかとされているんですよ。これね、診断を避けるべきであるという理由と、発達障がい、発達、成長を見ていきます。しかも早いこと発達障がい児と決めてしまったら障がい者枠に入ってしまうと言われます。

障がい者枠に入ったら差別が助長されないか。そんなことを心配してはるんですよ。私、差別されることの懸念よりも、支援の重要性のほうが上と違うかなと思うんですよ。全く感覚が、それが先進的なやり方だと言われたら、私らの勉強不足かもしれませんけれども、医療に任せてしまう。要するに、小児科医のことについても触れられています。小児科医は心の医者ではない。体の医者だから、また、体の一部の脳というものに対しての診断だけである。あとは無責任であって、その支援は教育と福祉に依存すると。当たり前じゃないですか。

そこで診断しないと分からへんわ。そこは診断をする、疑いがあるということ診断していただいてから、福祉と教育でどうするべきかで考えていくわけなんです。

私、これ見てて、私だけこんな理解できへんのかなと思うんですけど、この内容を見たときに、非常に斬新というか、なかなか強烈でした。医療で完結するとは思っていません。もちろん、支援は教育と福祉が行う役目でありますので、医療による診断を経て、その後に福祉に依存されるということの問題提起されているということにならないといけないんじゃないかと私は思います。それから、診断を受けるデメリット、診断を受けて、将来、運転免許がどうかこうとかというふうなことを書かれています。住宅ローンがどうかこうとか。それについて答弁いただきたい。どういう内容か聞いていただいたと思うんですけど、お知らせください。

**奥本議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** こども・若者サポートセンターでは、妊娠期からおおむね40歳までの方の相談に対応しております。その中には、発達障がい診断を受けた子どもの保護者が、運転免許を取得するのに医師の診断を求められたと泣いてこられた事例もあったと聞いております。保護者と子どもの双方に納得を得た診断を受ける必要があると考えます。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** 発達障がいやったから運転免許取られへんかったと泣いてきはったって、この内容についても違和感があります。運転免許証は、発達障がいやからという問題ではない。これ、私も奈良県、警察のほうに確認してまいりました。道路交通法90条、免許の拒否という部分に当たります。質問や聞き取りをして、安全運転相談の中で、医師がてんかんとか再発性の失神とかがないか、要するに運転に支障があるかどうかというのは政令で適性診断として、それによって認可されるものです。発達障がいやったからというレッテルを張られたから運転免許証が取れません。こんなことを行政の答弁でせんといってください。誰が考えても、泣いてこられましたって、泣いてこられた理由は何かという内容を調べて言わなあかん話と違いますか。

それから次に、早期発見、早期関わりは本当に必要なのかと問われてます。それ以上に二次障がいの問題、SSTの問題、事業所に専門家がない。障がい者と診断された後に意欲低下が起こる。10歳頃に起きる自己効力感の、また自尊感情の欠如が起こる。レジリエンスの低下によって不登校やひきこもりになる。早く診断したら、10歳まで様子を見たらそうならないのかどうか分かりませんが、早く診断したらそうなる。そんな断定的なことを言われてるんですけど、早期発見、早期支援についてもう一度お伺いしますが、早期発見や早期関わりは本当に必要なのかという、その理由ですよね。国や県は必要と打ち出してます。その整合性はありません。矛盾していませんか。早期診断がなければ、発達特性に合った学校や家庭での適切な対応がされず、困難が蓄積していくと思うんですけども、その件についていかがでしょうか。

**奥本議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** 発達障がい傾向のある子どもさんにつきましては、診断の有無に関わらず、

早期発見、早期関わりが必要です。こども・若者サポートセンターでも、保護者との相談の中から医療機関の診断につなげており、国や県の方針と矛盾はございません。すくすく相談という子育て相談や乳幼児健診後のフォローアップ教室の中でも、多くの情報を収集した上で、必要に応じて医療機関の診断につなげる早期診断から福祉サービスにつなげることもあります。すくすく相談や乳幼児健診後のフォローアップ教室では、診断の有無に関わらず、その子ども個々に応じた必要な支援に取り組んでおります。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** そうしたら、すくすく相談、フォローアップ教室で完結させていただきたいと思います。その支援をたっぷりしていただいて、もっと規模を大きくして、ここで完結していただけたらどうでしょうか。私はそう思いますが。

二次障がいの中の1つは、理解されないこと、自分の特性が理解されないこと、周囲から努力不足とかわがままと誤解されて、叱責や孤立を経験しやすい。つまり、発達特性に合った具体的なサポートがなければ、結果的には鬱や不安、自己肯定感の低下などの二次障がいとなる。そういう考え方が多くあります。診断の有無に関わらず、早期発見や早期の関わりが必要と答弁されてますよね。発達障がいの特性に適した支援を提供するためには診断が重要であるという説明がないのは、とても今の答弁は不十分やと思います。診断がなければ支援がどれだけ効果的なのか。特に専門的な療育や福祉のサービスに十分な対応ができていないかもフィードバックできる仕組みもできないと思います。なぜなら、早期診断が必要な子どもたちは、早期診断から福祉サービスにつながっていくからです。発達障がいの中で、先生は、発達支援と育ちの支援が違う。どんな違いがあるのか、お伺いします。

**奥本議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** 発達とは、個人の身体的、精神的、社会的な機能が成長していく過程を指します。育ちは、より広い視野で使われ、発達を含む人間としての成長全般を指すものです。特に、社会的、文化的な要素を重視し、家庭や学校、社会での経験が影響するものと考えております。おっしゃいますように、発達、育ちにおいて、どの段階でも必要な支援に取り組む必要があると考えております。

以上です。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** 発達支援も育ちの支援も同じだと私は思いますよ。大事なことは中身ですよ。

次に、そういった環境の中にある家族支援についてお伺いをいたします。発達障害支援法の第5条におきまして、子どもの特性を捉えた目標の見つめ方、慢性的にストレスを受ける心理的負担への支援など、子どもの療育と保護者支援を両輪として保障するとあります。育てにくさを念頭に置いた支援体制はできていますか。

**奥本議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** 平成28年に改正された発達障害者支援法では、家族なども含めたきめ細かな支援の実施が求められています。第5条で、保護者への情報提供、助言が追加されました。葛城市では、乳幼児健康診査にこども・若者サポートセンターの臨床心理士が参加し、そ

ここで育児相談に応じ、必要に応じて、子育て相談に当たるすくすく相談につなげています。また、乳幼児健康診査で課題のある子どもさんは、必要に応じて医療機関につなげたり、乳幼児健診後のフォローアップ教室で子どもさんと保護者の支援に当たっております。現在、乳幼児健診後のフォローアップ教室には待機がある状態です。そのため、令和7年度からフォローアップ教室の回数を倍に増やし、より多くの子どもさんと保護者の支援に当たる予定でございます。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** 少しずつ改善に向かっていただけるなら結構です。キャパシティをやっぱり増やさないと、現状足りない。それも、開催日が決まっていたり、非常にみんなが利用しにくいような体制、ここも見ていただかなければならないと思います。ただ、この指定の時間にこれをしますというのは、それは行政目線です。やっぱり支援を受けたい人の目線で、いろんな意見を聞き取って、どのタイミングで療育支援をしてあげるのがいいのかということをもう一回考えていただいて、研究していただきたいと思います。

葛城市におきましては、親御さんの支援、ペアレントトレーニングとか、ペアレントプログラムとかの状況、それからペアレントメンターの養成活動というのは非常に希薄であります。これ、私は以前にも質問をしました。それからあまり進んでないように思います。今後において積極的な取組がなされることをまた強く要望しておきます。いずれにせよ、今回、石田先生の考え方をお聞きしまして、葛城市の市民にどのような影響を及ぼしているのかということなんですけれども、市民の皆様からの声を私はやっぱり今日ここで申し上げておかないといけないなと思っています。まず、そういった支援の事業者さんからの声もありますが、葛城市から来る子が多くて、診断が遅いために入級を希望しても間に合わないケースが数件ある。何度か、こ若に診断の時期について意見を言っていたんですが、様子を見ましょう、だったり、ここ数年、療育の受付が、市から非常に多いと。葛城は目に見えて減っていて、どうしてかなと思っています。

それから、早期療育についてのご意見ですけれども、早期療育は、発達に課題のある子どもが可能な限り自立し、社会生活を円滑に送るために重要です。幼児期は脳の発達が著しく、適切な支援を受けることで神経回路が柔軟に形成され、能力の向上が期待できます。特に言語、認知、運動機能や社会性の発達を促すことで将来的な困難を軽減できます。さらに、適切な環境で学ぶことで自己肯定感を育み、家族も子どもの特性も理解しやすくなります。系統立てられた指導法をすれば、より効果的な支援が可能で、早期療育を行うことで、子どもが持つ可能性を最大限に引き出し、よりよい成長へとつなげることができます。これが事業者さんからの意見です。でも、先生は、事業者さんに専門家がない。ここの中でありました。現場はそうじゃないんですね。現場はしっかり支援をしていただいて、心から支援をしていただいている現状があるということをご知らせさせていただきます。

そしてまた、そういった相談をいろいろされてる方が、いろんな意見をいただきました。発達検査をして、その後、きちんとアドバイスができていないと思います。臨床心理士のそういった人数の不足というのもあるんですが、発達検査のせいにすり替えてるんじゃないで

すか。発達検査とひきこもりの因果関係もあると思いますよ。今言う、療育の教室についても、開催日のありき、そういった子育て教室ももう一回見直してほしい。相談した保護者に寄り添う姿勢がないところが一番問題です。子育てに悩んでいる保護者をまず落ち着かせてもらいたい。「様子を見ましょう」は、いろんなことを試した後には言ってほしい。検査が早いというなら、今必要なアプローチや親の姿勢など丁寧なアドバイスをお願いしたい。葛城市の行政側として先進的な取組をされているなら、葛城市の発達障がいなのかなと悩んでいる子どもたちや親たちが温かな支援を受けられていると感じてもらいたい体制づくりをぜひお願いしたいと思います。

私は、この保護者の声の中で、とても療育を受けてよかったという声も随分この中に書いていただいております。今日、全部披露することはできませんけれども、こういった中で、これから先進的な葛城市の発達障がい者に対する支援が、どこの市町にも勝る、すばらしい、そして市民が満足する発達支援の療育に励んでいただきたいということを切に希望して、この1部の、発達障がいについての質問を終わります。

続きまして、観光についてでございます。葛城市の観光施策とPRの考え方について伺いをいたします。まず、葛城市の観光商品の企画についてでございますが、今どういった状況であるか、お聞かせください。

**奥本議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 産業観光部の植田でございます。よろしく申し上げます。

観光商品の企画についてでございます。外国人観光客向けのツアーといたしましては、奈良県ビジターズビューローや、民間の大手旅行事業者がツアーの行程に相撲館を入れていただいております。令和5年度における相撲館への外国人来館者数は2,749人、令和6年度においては3,448人となる見込みでございます。また、市内の民間事業者や當麻寺塔頭におきましても、インバウンドツアーの受入れを行うなど、民間主導による動きも出てきておりますので、今後は、民間事業者と協力、連携しながら市内を周遊してもらえよう、国内観光客向けの体験型ツアーの造成についても検討してまいりたいと考えております。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** 今、答弁いただきました。相撲館を中心に、非常にビジターズビューローという、民間の旅行会社がつくる観光商品によって来館数が増えて、非常にいい成果、コロナで一時緩んでおりましたけど、またそういうことについて盛り上がっていているという状況で何よりでございます。でも、それだけではなく、人数がどうということは分からないかもしれませんが、相撲以外の観光商品についてどうですか。

**奥本議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 相撲以外でございます。奈良県ビジターズビューローによる相撲館への来館を含んだツアー件数は、令和5年度は121件で、令和6年度は148件、ビジターズビューロー以外のツアー件数は、令和5年度は14件で、令和6年度は20件、日本人観光客向けツアーといたしましては、令和5年度は23件で、令和6年度は19件となる見込みでございます。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** ちょっと少ないのかなと。歴史、文化が非常に発展している、そういったまちであるということは皆さんご存じかと思いますが、今、外国人向けのそういった観光商品が非常に爆発的になってるから、見えない、薄まってるなという感じはしますけれども、葛城市内で滞在していただいている時間、それぞれにどういった状況でありますか。

**奥本議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 市内での滞在時間をはかるに当たっての目安といたしましては、例えば、奈良県ビジターズビューローの外国人観光客向けに実施しております相撲体験プログラムでは、葛城市観光駐車場に大型バスが到着してから出発されるまでは約90分でございます。また、それ以外にも、様々な市内を周遊する観光ルートがございますが、代表的なものとして、日本人観光客の方が観光ボランティアガイドの会員によるガイドを利用される場合において、人気の行程である當麻寺だけのコースですと約2時間、當麻寺周辺を周遊するコースで約半日でございます。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** 滞在時間、相撲館で体験してもらって、また、大阪、奈良から帰ってきて、奈良市に行つて、うちへ来て、そして大阪へ行くと。うちは90分しかいてもらえない。これも悲しいところで、でも、寄っていただいているからいいというもの、ただ、それ以外の周遊する観光ルートというものを見直さないといけないんじゃないのかなと思います。というのは、やっぱり、今言うように、當麻寺だけのコースで2時間、ここにとどまっていただく。こういった地味な観光であっても、これはPRの仕方一つで変わっていくんじゃないか。今、映像とか、いろんなことで頑張っていただいている部分もありますので、いずれか、そういったことも踏まえてのPRに変えていこうと思っていらっしゃると思うんですが、滞在時間を延ばすための施策というのは考えておられますか。

**奥本議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 近年、非常に多くの外国人の方々に相撲館にお越しいただいておりますが、旅行の最終日に奈良公園や東大寺大仏殿を見た後、関西国際空港に向かうまでの道中で相撲館に寄っていくというプランが多いと、奈良県ビジターズビューローの担当者からは伺っております。英語版とフランス語版の観光プロモーション動画を作成し、昨年12月から海外にもPRを行っているところでございますが、相撲館に寄っていただく行程の前後に當麻寺に寄って写仏等の体験をしていただいたり、市内で食事を楽しんでいただき、市内の滞在時間を延ばしてもらえよう、今後も引き続きPRをしてまいりたいと考えております。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** 滞在時間を増やしていただくために、地域に何が足りないと思いますか。

**奥本議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 奈良市から空港までの通過点として利用されるだけでなく、葛城市内で滞在時間を延ばし、滞在型観光を目指すためには、拠点となるべき宿泊施設が重要であると考えております。また、市内には観光客向けの土産物店や飲食店が充実しているとは言えず、例えばツアー旅行向けで言いますと、大型観光バスに対応した駐車場を備えた飲食店や土産物店、

個人旅行で言いますと、食べ歩きをしながら観光を楽しむことができるような飲食店も必要であると考えております。現在の葛城市は、民間事業者等を活用し、利便性を上げ、葛城市にないものを獲得していく作業の過程であり、引き続き、国内外に向けて観光プロモーション動画を中心とした観光PRを行い、葛城市が魅力的な地域であるということを継続してPRし続けることが必要であると考えております。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** いろいろ努力していただいている最中であり、また、これから将来に向けて計画を立てていただいているということですので、足りないもの、いろいろあると思います。宿泊施設もそうですし、市長もいろいろ言っておられた経緯もあります。私が今回言いたい部分がまた別にあります、PRが、今いろいろと、相撲は本当にこれからも温めていかないといけない、頑張っただかかないといけない。ただ、市内の、今、非常にありがたい、當麻寺の練供養会式というのがありますね。要するに當麻のお練りですよ。これがこのたび、地域に伝わる伝説と結びついて行事が発展してきたことが重要であるということに対して、重要無形文化財に指定されました。まず、この視点というのは、次の世代にこれから継承していかなければならない。今後において、伝承者の養成とか、記録の作成、今、記録の作成はやっていただいていると思います。その保護のために必要な公的な助成というものも必要ではないかと。こういったことを検討していかなければならないのかなと思います。こういった動きは県内市町村にも事例がありまして、また全国的にも、このような行事とか祭りとかに対して、存続をしていくための措置がなされている現状が、やっぱりもう増えてきております。

歴史文化資源を活用した観光振興という部分も重要と考えております。国の重要無形民俗文化財に指定された當麻寺の練供養会式において、人口減少とか少子高齢化によって、守り継ぐ人々の組織、講の管理体制の弱体化というものが今起こりつつありますが、その保存や連携をするために、体制整備というのを市として、また人材育成に対して公的な補助というのはできないものなのかということ、これ、ぜひ市長にお伺いをしたいと思います。

**奥本議長** 阿古市長。

**阿古市長** 多分このことについては以前もお答えした記憶があるんですけども、多分同じ返答になると思います。政教分離の観点から、當麻寺練供養会式を中心に支えておられる菩薩講への金銭的な補助は困難であると考えております。一方で、練供養会式の開催に際しましては、警察や道路占有に係る協議、警備での人員配置など、安全に実施できるよう協力しております。また、PR活動といたしまして、例年、近鉄等の電車の中につり紙ですとか、駅のホームにチラシを貼ったりですとか、そういうようなものに加えまして、今年度からは、インスタグラムでの広告、ということは結局、対象とする年代の幅を広げていこうという広告の仕方を新たに足していく考え方を導入する段取りをしております。

また、重要無形民俗文化財に指定されたことにより、これまで以上に、地域の子どもたちにも長年継承、継続して受け継がれてきた歴史ある伝統行事を伝え、行事に参加していただき、絶やすことなく次の世代に伝承し続けていくことがより重要であるということ認識しておるところでございます。そうしたところでございまして、どういったような援助の仕方ができるのか、どうい

うプログラムを組み上げていくのかというのは、支援ができる部分やと考えておるところで  
ございます。講の皆さん方と意見交換をしながら推し進めていくべき事業であると考えてお  
ります。

以上でございます。

**奥本議長** 川村議員。

**川村議員** これ、ほかの議員も言われて、私も、これはやっぱり言うべきことやということで、  
同じような質問になりましたけれども、これも時期を経て市長にご理解いただいて、でも、  
時間の経過とともに、市長もいろいろとその支援の在り方について研究していただい  
てるということを今お聞かせいただいて、期待をしております。政教分離という部分が、今、  
全国の中で、そういった考えをどういうふうな支援の在り方にしていくかという、そこもそ  
れぞれに理由があると思うんですけども、まず継承していくということが最も大事である  
と、我々の重要な財産であるというふうに思っておりますので、どうぞまた、そういった考  
えを基に、講の人たちともお話をさせていただいて、伝統ある、すばらしい、歴史の深い當麻  
寺に対しての見方というのを行政のほうもしっかりとつくっていただいて、支えていってや  
っていただきたいというふうにお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。皆  
さん、ご清聴ありがとうございました。

**奥本議長** 川村優子議員の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませ  
んか。

(「異議なし」の声あり)

**奥本議長** ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、10日月曜日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願  
います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時18分